

令和4年第4回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 令和4年12月13日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事 務 局 長	檜 山 裕 子	副 局 長	小 倉 一 仁
---------	---------	-------	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総務課副課長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振興課副課長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住民課副課長	芦 口 正 史	住民課副課長	陸 平 志 保
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福祉課副課長	芝 健 治
福祉課副課長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	栗 田 信 孝	建設課副課長	山 根 康 生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課副課長	陸 平 将 史	教育委員会事務局長	三 浦 誠
教育委員会事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会事務局学校給食センター長	前 芝 由 希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案訂正について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 2 3 号 令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 報告第 2 4 号 令和 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 報告第 2 5 号 訴えの提起について
- 日程第 6 議案第 7 2 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 8 議案第 7 4 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 5 号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 7 6 号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 7 7 号 上富田町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会条例
- 日程第 1 2 議案第 7 8 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 7 9 号 上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 8 0 号 上富田町農業集落排水事業分担金条例
- 日程第 1 5 議案第 8 1 号 令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 2 号 令和 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 3 号 令和 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）

- 日程第 18 議案第 84 号 令和 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 85 号 令和 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 86 号 令和 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 87 号 令和 4 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 88 号 工事請負契約の締結について（令和 4 年度 第 1 号 防災対策事業 上富田町防災行政無線 改修工事）
- 日程第 23 議案第 89 号 物品購入契約の締結について（令和 4 年度 第 2 号 防災対策事業 上富田町防災行政無線 戸別受信機購入）
- 日程第 24 議案第 90 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 4 回上富田町議会定例会第 2 日目を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

△日程第 1 議案訂正について

○議長（大石哲雄）

日程第 1 議案訂正についての件を議題にします。

町長から、議案第 72 号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、訂正の申出がございました。

当局から訂正理由の説明を求めます。

中島君。

○総務課長（中島正博）

おはようございます。

お手元に 1 枚紙、議案の訂正についてと頭書きをしております 1 枚紙を配らせていただいております。読み上げます。

議案の訂正について。

令和 4 年第 4 回（12 月）定例会に提出いたしました議案について、下記のとおり訂正します。

記。

1. 訂正する議案、議案第 72 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。
2. 訂正するページ、議案書表紙。
3. 訂正する箇所、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（昭和 59 年条例第 16 号）」を「職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 16 号）」に改める。

令和 4 年 12 月 13 日、上富田町長、奥田誠。

以上、おわびして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案訂正についての件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決しました。

△日程第2 一般質問

○議長（大石哲雄）

日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3番、平田美穂君。

平田君の質問は一問一答方式です。

まず、上富田町の小中学校の学力についての質問を許可いたします。

○3番（平田美穂）

改めまして、皆様、おはようございます。

早いもので師走を迎えました。師走と聞くと、慌ただしい、忙しいといったイメージが頭に浮かんできます。今日はトップバッターということで少し緊張しておりますが、よろしくお願いをいたします。

先日、子育て支援について、上富田町の2022年保存版「子育てガイドブック」を木村課長に頂きました。新しい情報が盛り込まれていて、分かりやすく、情報提供に力を入れているなと思いました。また、厳しい財政状況の中で、医療費を中学校卒業まで無料や学校給食等、子育て支援に力を入れてくださっています。これは素晴らしいことで、人口が増えている幾つかの要因の中の一つだと思います。

では、質問です。

大項目1、上富田町の小中学校の学力についてです。

8月の新聞報道で全国統一テストの成績が載っていました。学力の基礎である国語が、和歌山県は46番目という結果が出ている現状があり、読書意欲の低さは際立っているとのことでした。テストの成績が全てではありませんが、これらの現状を教育委員会はどうように捉えていますか。よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

教育長。

○教育長（宮内一裕）

お答えいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査の和歌山県の結果は、新聞報道にあったとおりでございます。平田議員おっしゃるように、この結果が全てというわけではございませんが、学力状況を示す一つの結果として、私どもも重く受け止めております。

県教育委員会では、学力向上推進プランの作成や授業づくり基礎・基本3か条の活用、教員の指導力向上など、学力向上に向けて様々な施策を推進していますので、町教育委員会としても連携して取り組んでいます。加えて、各校の実態に応じて、補充学習や家庭学習の充実、読書活動の推進等にも積極的に取り組んでいます。

テスト結果のよしあしを問わず、子供たち一人一人に確かな学力をつけていくことは、大変重要なことであります。引き続き、学力向上に取り組んでまいります。ご理解よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

平田君。

○3番（平田美穂）

子供たちの学びは、学校教育だけでなく、家庭をはじめ様々な社会環境や生活経験とともにあるかと思います。これからも子供たち一人一人の確かな学力向上に向けた取組をお願いしたいと思います。

続いて、大項目2の町立図書館の今後についてです。

その中の1番……

○議長（大石哲雄）

それでは、小中学校の学力についての質問終了でよろしいですか。

○3番（平田美穂）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、上富田町の小中学校の学力についての質問を終了して、次に、町立図書館の今後についての質問を許可いたします。

○3番（平田美穂）

大項目2番、町立図書館の今後についてです。

その中の1番、図書館というのは、子供から高齢者まで幅広い世代の方が、学習の拠点として利用されている施設です。子供たちに幼少期から本に親しむ習慣をつけてもらうことで学力向上につながると考え、図書館の果たす役割は大きいと考えます。

現在、図書館の利用状況と、今後の図書館の在り方をどのように考えているか、お示してください。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局長、三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

お答えします。

町立図書館につきましては、平成8年に上富田文化会館に併設されており、当時は蔵書数が約1万5,000冊でしたが、年々蔵書数も増えており、令和4年度では約6万7,000冊となっています。図書館内の配架冊数につきましては、約4万5,000冊となっています。

利用総冊数につきましては、5万冊を超える年度もありますが、近年では約4万冊前後の利用冊数です。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度では約3万3,000冊、令和3年度では約3万6,000冊となっています。

利用人数につきましては、毎年約2万人を推移しておりましたが、令和2年度では約1万1,000人、令和3年度では約1万3,000人と減少してございます。

図書館を活用した取組でございますが、インターネットの普及によって、欲しい情報や必要な情報が簡単に調べることができる状況であります。パソコンやスマートフォン、タブレットなどの機器によって、図書館に行かなくても、いつでも、どこでも見ること、調べることができます。そのような環境の変化により、本と触れる機会を減少させ、子供たちの文字・活字離れや読書離れにつながってしまうのではないかと心配があります。

このことから、図書館運営においては、子供たちが多くの本の中から目的の本を探ることができるように、図書の配置や案内表示などの設備の工夫をはじめ、季節や行事に合わせた展示コーナーを設置し、図書館へ来るのが楽しくなるよう、本を読みたくなるような環境づくりに努めています。

毎月1回、文化会館の和室を使いまして、乳幼児と保護者が参加できるように、図書館司書と読み聞かせボランティアの方と読み聞かせ事業を取り組んでいます。また、図書館と保健センターが連携し、ブックスタート事業を取り組んでいます。乳幼児健診時に子供と保護者が集まる機会を利用して、乳幼児とその保護者を対象に、読み聞かせの説明とともに絵本を手渡し、本に触れる機会をつくっています。

それと、町の各種団体から成る上富田町青少年育成町民会議では、夏休みの期間を使いまして読書マラソンを実施し、子供たちにたくさんの本を読んでもらう機会をつくり、読書することが習慣となる子供たちが増えることを期待して取組を行っています。

子供の利用に限らず、町の広報、ホームページを活用して、読書推進に関する様々な情報を提供し、読書活動につながるよう、よく借りられている本などを紹介し、読書に興味を持とうとしている、読書の楽しみを知ってもらえるよう工夫しながら、分かりや

すく紹介するなどして取り組んでいます。

図書館については、本に触れることができる場所であり、そして、読書に親しむ機会を得られる場所でもあります。子供たちの習い事や情報化社会も進み、いろんな選択肢がある中で図書館としての役割、情報発信を行い、誰もが気軽に利用できる場として提供する必要があると感じております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

平田君。

○3番（平田美穂）

ありがとうございます。いろいろ工夫されているんですね。

が、しかし、今までどおりということであれば、ちょっと進展が望めないということもあるわけで、気軽に利用できる図書館、満足を得ていただける取組など、さらなる事業展開をしていただきたいと思います。子供の基礎能力を育成する最も効果的方法は、できるだけ楽しく読書をするということとされています。大変ですが、今後の取組に期待をしております。

○議長（大石哲雄）

続けてください。

○3番（平田美穂）

そして、2番です。

図書館と他の施設の複合化施設があれば、学力向上や地域の活性化にもつながるのではないかということなんです。図書館は、図書館の貸出し機能だけでなく、情報の面から地域の発展を支える拠点としての機能を持っています。まちづくりとは、よき人をつくることであり、図書館はそのための具体的で効果的な仕掛けと言えます。

近年の他市の事例を見ますと、図書館を単に図書館として利用するのではなく、他の施設と組み合わせて、利用者同士の交流を生み出す施設として活用しています。一度行ってみたいと思うのですが、海南市の図書館、n o b i n o s というところがあります。小学生と保育園児が気兼ねなく本が読め、館内にスターバックスコーヒーがあります。本の数は15万冊、また、託児所もあります。4階は子供は入れない雰囲気、中学生、高校生が勉強しています。電源コードもあり、無料W i - F i が飛んでいます。パソコンが使える、勉強することができ、全年齢の方のオアシスとなっています。最新の図書館だそうです。そういうわけで、たくさんの来館者が来ているそうです。

また、若いお母さんによく言われますが、上富田は天気の良い日は遊ぶところはあるが、雨の日はどこにも行くところがないので、上富田に小さな子供が遊べる遊具やおも

ちやがある屋内施設があれば、子育てがしやすいのにという声が多く聞かれます。海南市のn o b i n o sのように図書館と他の施設の複合化施設があれば、子育て世代、つまり現役世代の方が上富田で子育てしたい、住みたいと思っていただけるのではないのでしょうか。

私は、長く福祉の現場で高齢者の方とたくさん接してきましたが、多くの高齢者は子供が大好きです。子供がたくさん集まり、にぎわえば、高齢者の方にも喜んでいただけたと思います。にぎわうところに人は来ますので、たくさんの方が上富田に来ることで地域の活性化につながります。

本当に必要なものに集中して財源を使い、見直すべきものは見直していただきたいです。将来のすばらしい上富田をつくっていくために、このように図書館を核とした複合施設を検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

お答えします。

上富田町立図書館につきましては、今の郷土資料館、以前は朝来小学校である旧校舎を使って開かれておりました。平成8年6月に上富田文化会館の複合施設として移転が行われました。文化会館の活用については、自主事業などで優れた芸術や文化の鑑賞機会を提供し、町行事、学校行事ごとをはじめ、公民館や文化協会に限らず、町民の皆様が利用でき、日頃の学習の成果の発表会や展示会を行える文化活動の推進拠点であります。

全国的に見ますと、複合施設の図書館があり、土地区画整理や市街地再開発に合わせた商業施設と公共施設を連携した施設もあるようです。そういった複合施設が町にもあれば、今以上に人の利用や図書館の利用もあると思いますが、財政の面から建設については厳しいところでございます。

現状としましては、今ある施設をいかに効率よく活用していくかとなってきます。昨年度であります、文化会館において、上富田町、それから白浜町、すさみ町の3町による、中高生を対象としたビブリオバトルを開催しました。

それから、町内の各地域におきましては、公民館などを活用した親子文庫がございます。子供たちが自分で行くことができる距離でないとか、子供と保護者が気兼ねなく利用できる場の空間となつてございます。

また、読み聞かせボランティアグループにおかれましては、文化会館において、年間を通してグループでの定例会や勉強会を重ね、各小学校のほうに出向き、絵本の読み聞

かせや、文化会館や学童保育所においてのおはなし会を行っていただいております。

それと、町外ではありますが、幸いにも近くには県立の紀南図書館があり、図書の貸出しについては、県民の皆様が利用できます。また、紀南図書館と上富田町立図書館では、相互の貸借の連携が取れてございます。上富田町に借りたい本がなくて、紀南図書館のほうに借りたい本がある場合、紀南図書館に直接行かなくても、上富田町立図書館を経由してその本を借りることができます。町としましては、やはり文化会館を核に学習活動を推進し、読書活動においては、少しでも本に出会う、触れる、親しむ機会をつくっていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

平田君。

○3番（平田美穂）

ありがとうございます。上富田町で新しい施設を建設するというのは、財政的に厳しく、難しいというのは十分承知をしておりますが、これからの人づくり、まちづくりは、図書館の存在は非常に重要であると考えます。今後も、今まで以上に人が集まる図書館になるよう考えていただきたいと思います。

そして、若いお母さん方の要望ですが、図書館に併設していなくても、雨の日や寒い日に子供を連れて遊ぶ施設があれば最高ですということなんです。現在は、子育て支援センターはあるんですが、平日の午前中のみと限定されています。土日や平日の午後も開いていただきたいというふうに言われています。

未就学児以外も遊ぶ場所を子育て世代の方は必要としているのではないのでしょうか。新しい建物でなくても、既存の施設を利用することも可能だと思います。若い世代や子供を持っている人たち、また、これから子供を産もうとしている人たちにとって、子供の教育や子育て支援は大きな関心事であります。上富田町に住みたいというところに大きく影響してくると思います。

最後に、こういった施設を、できるところから今後のまちづくり施策の中にぜひ入れていただくよう発言をいたしまして、次の質問に移ります。

○議長（大石哲雄）

答弁要りませんか、今の。

○3番（平田美穂）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、町立図書館の今後についての質問終了でよろしいですか。

はい。それでは、それを終了し、次に、デマンド型コミュニティバスについての質問を許可いたします。

○3 番（平田美穂）

大項目 3 番、デマンド型コミュニティバスについてです。

実証実験期間中の 10 月の金曜日に、デマンド型コミュニティバスに乗って買物に行ってきました。自宅からバス停まで歩くと 5 分ほどかかりましたが、買物を含め 1 時間の予約を入れ、買物をしたわけなんですけど、とても便利でした。買物が終わって外で待っている間もベンチがあったので、友達とベンチに座っておしゃべりをしながらバスを待つことができ、振り返っても楽しく買物ができました。とても便利だなと思いました。

また、バス停なども、地域の実情や高齢者のいろんな状況を地域包括支援センターが総合的に判断し、必要に応じニーズに寄り添った柔軟な対応をするということなので、うれしく思います。

そこで、質問です。

バスの中にアンケートがありましたけど、アンケート結果はどうでしたか。

○議長（大石哲雄）

振興課課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

まず初めに、実証実験、試乗していただきまして本当にありがとうございます。

このデマンド型のコミュニティバスですが、10月5日から11月30日までの約2か月間、キャラバン車両1台で運行しております。運行日数が38日間、延べ利用者数が446名、1日の平均乗車人数が11.7名でした。運行期間中にバスの中にアンケート用紙を置き、52名の利用者の方に意見をいただいております。

以下、アンケート結果を報告させていただきます。

まず、アンケート回答者の年齢別の内訳ですが、52名中、70歳以上の方が44名と全体の85%を占めています。男女別の内訳ですが、特に取ってはいないんですが、圧倒的に女性が多かったというふうに聞いております。利用時間帯別では、9時から15時、夕方の3時ですね、午後3時までが多く、特に11時をピークに利用されていまして。予約については、前日にあらかじめ予約する方が多く、病院や買物に多く利用されていまして。

次に、予約センターの対応についての質問項目ですが、「とてもよい」、これが33件、「よい」が17件で全体の96%を占めています。予約センターのオペレーターは親切、丁寧で、スムーズに対応してくれている。乗降ポイントについても、オペレータ

ーが事前に現地の下見をしてくれており、スムーズな案内をしてくれたという意見が多く寄せられています。今回、このオペレーターと運転手に対しましては、特に今までの従来のコミュニティバスについては、結構、運転手の対応が悪いよとか、運転が荒いよとか、そういう声がありましたので、このオペレーターの対応も含めて、特にここはきっちりしてくれというふうにお願いをしておりましたので、その点はちょっと安心できたかなというふうに思っております。

次に、デマンド型バスについてどのように感じましたかという質問項目ですが、「とてもよい」が36件、「よい」が12件で、これにつきましても全体の92%を占めておりました。これで安心して免許証を返納できますという声もありましたし、行きたい時間に行きたい場所に行ける、いろんな組合せができ生活に幅が出てきたと。スーパーの入り口付近での乗降はうれしいということで、特に大型のスーパーとかだったら、道とスーパーの入り口が、結構駐車場が広くて遠いんです。そういったときには、もうこのスーパーの建物の入り口に乗降ポイントを今回設置しておりますので、そういった意味では使いやすいというふうに意見が多く寄せられております。乗り合いなんで、知らない住民と相乗りすることになるが、新しい知り合いができた。これ以上の要望はもうないよという、大変ありがたい意見もいただいておりますが、また反対に、病院の終わりの時間が分からないので帰りの便の予約が難しい。帰りの便が、病院の最後終わったときに、そのときに予約できたら一番ありがたいなという意見が、これ結構多かった。あと、バス停まで出なくていいようにしてほしい。要は家の玄関まで迎えに来てほしいよという声もやっぱり多くありました。でもこれは、ちょっとまた後で答えますが、ちょっと難しいかなと思っております。雨の日の乗降ポイントの工夫が欲しい。椅子とか、また、乗降ポイントに屋根が欲しいよとか、そういう意見も結構ありました。お昼の12時の予約を受け付けてほしいということで、これについては、病院の終わりが大体11時から12時ということが多くて、そこにちょうどお昼の休み時間を取ったということで今回運行しなかったんですけれども、そこをぜひ運行してほしいよという声がありました。

それと、予約の1時間前から予約を受け付けてほしいという声もありましたし、町内のマップに乗降ポイントを表示してほしいということで、今回お配りさせていただいたチラシの中は、いろんな場所しか表示していなかったんで、例えば場所に数字の通しの番号をつけて、地図上に1番、2番、3番と同じように地図で場所も提示してほしいよと、そういう意見も結構ありました。

でも、全体的に見れば大変評判がよいということが分かりましたので、取りあえずは、このままいけばいいスタートが切れるかなと思っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

平田君。

○3番（平田美穂）

利用者数が延べ446名ということで、大変多いですね。ということは、待ちに待ったということなんでしょうか。

それから、オペレーターと運転手さんの対応がすばらしくよかったです。やはり、前もって親切な対応をお願いしてくださっていたのですね。ありがとうございます。

続いて、2番、今後の方向性や課題についてです。

先ほどの答弁にもありましたが、買物はいいなと思ったんですが、病院受診は混み合っている場合があるので、迎えの時間変更はできるのですか。そして、一般的にデマンド型の一番のメリットは、乗降場所のドア・ツー・ドアであり、利用者の利便性を高めることですが、上富田町も今後そうなる可能性はありますか。お願いします。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

まず、病院の帰りの予約ですが、お昼の12時頃に集中するというふうに伺っております。実証実験は、キャラバン1台での運行でしたが、4月からの本格運行のときには、キャラバン2台での運行を行う予定ですので、運転手さんの昼休みの休憩を1時間ずらせば、昼の時間帯、切れ目のない予約ができるよう、また、予約時間の変更や1時間前からの予約、そういった受付についても、可能かどうかの協議をこれからしていきたいというふうに思っております。

それと、ドア・ツー・ドアについての質問です。コミュニティバスは、既存の交通機関と共存し、その路線につなぐこと、また、交通の空白地帯の交通の充実を図ることを目的に運行をしております。タクシーのようなドア・ツー・ドアにすることは、運輸局からの許可が下りなくなりますし、共存するタクシー会社、バス会社からの理解も得られないというふうに感じております。

住民説明会でもタクシーとの違い、ドア・ツー・ドアではないですよと、あくまで乗降ポイントから乗降ポイントまでの運行であること、自分だけの専用バスではなく、ほかの利用者も一緒に乗る乗合バスである、ということ。事前の予約が必要なこと、そして、本格運行のときには事前の登録が必要なことや、実証実験は無料だったんですけれども、実際の4月からは料金が要りますよと、そういったことなどを詳しく説明をさ

せていただいております。

今後の方向性や課題についてであります。皆様からいただきましたご意見、これを運行会社である明光バス様や、包括支援センター、社会福祉協議会、コミュニティバス検討委員会などで今後協議を行いまして、できるだけ皆様の意見を反映していきたいというふうに考えております。

それと、できるだけ多くの方に利用していただくため、包括支援センターと今後も連携を取って、高齢者一人一人の実情を把握していくこと、あと、道路が狭くコミュニティバスが進入できない地域、今、キャラバンなんです。キャラバン結構まだ大きいバスなんで、バスが入れないそういった地域への対応、これについてもやっぱり今後、できるできないは別にして、ちょっと前向きに検討していきたいというふうに考えております。

今後の予定です。1月から2月にかけて、田辺市と上富田町において地域公共交通会議を開催します。この交通会議で4月からの本格運行についての承認をいただく必要がありますので、ここで民間事業者、運輸局、そういった関係機関に承認をいただく、そこが一つの山かなというふうに思っております。ここで承認をいただいた後、しっかりと広報活動をしていきたい。今回ちょっと期間が短かったんで、まだ知らないよという住民が結構ありましたので、その交通会議が終われば、2月の末から3月にかけて、しっかりといろんな集会、高齢者の集会とかそういうところで説明していきたいというふうに考えております。

このデマンド型コミュニティバスの主たる目的は福祉バスですという説明を、老人クラブの総会等で常にさせていただいております。自宅に引き籠もるのではなく、バスを利用し外に出て、いろんな場所に行き、体を動かし、いろんな人と話をし、皆さんが少しでも健康で幸せになっていただければ幸いです。

以上です。

○議長（大石哲雄）

平田君。

○3番（平田美穂）

4月からの本格運行に向け、着々と進めてくださっているのですね。また、健康で幸せになっていただきたいとの思いで取り組んでいただいたこと、ありがとうございます。

デマンド型乗合バス、福祉バスですね、今後の高齢化の進展や、2025年には団塊世代が75歳以上となり、運転免許証返納者が多くなると思いますので、公共交通への期待が高まります。今後も、町民の皆様の様々なご意見について調査、分析を継続し、福祉の公共交通網の維持と利便性のさらなる向上に努めていただけるよう期待しております。

ます。

このデマンド型コミュニティバスが実現すれば、高齢者が安心して外出ができ、人と会うことで介護予防にもつながります。高齢者のニーズに寄り添った柔軟な対応は必須ですので、地域包括支援センターにはスピード感を持って、このスピード感が大変重要だと思うんです、このスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。そうすることで、上富田町は住みやすいところ、子育てしやすいところということで、若い人たちの県外流出を防ぐことができ、県外からの移住者が増え、関係人口が増え、もちろん雇用や産業の創出、デジタル化もありますが、これらの政策は全て最大の課題である人口減少対策につながります。安心して住み続けられる上富田町に本気で取り組んでいただけるようお願いをいたします。

最後に、高齢者の方の特徴としまして、高齢者の方は人のお世話にならないようにしたい、行政には迷惑をかけたらかんと思う人が多いです。そして、自分の意思とは反対に、構わんよ、ええよというふうになっていきます。そこは、プロである地域包括支援センターの職員さんには状況を判断し、見抜いていただき、寄り添った柔軟な対応をしていただければと思います。

以上、発言をいたしまして、本日の質問を終了させていただきます。

○議長（大石哲雄）

最後、答弁よろしいですか。町長答弁、最後。

○3番（平田美穂）

じゃ、町長、よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

直接の質問じゃないんですけれども、先ほどの子育ての関係につきましては、やはり私自身も「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」をマニフェストとして挙げております。その部分については、子育て支援についても頑張っていきますし、先ほど併合型の施設、図書館という形であれば、私自身も議員のときに大阪のほうに大型児童館のところへ自分自身行って、研修してきたことも今思い出しました。そういう施設もあればいいんですけれども、やはり今の上富田町の財政状況では厳しい状況であります。

それと、今、言われますように、高齢者の皆さんにつきましても、デマンド型バスの部分も以前から、九鬼議員のほうからいろんな改正ができないかということで言われておりまして、その中で、私自身も2期目のマニフェストの中に、デマンド型コミュニテ

ィバスを導入するよという形で公約にも掲げております。それについては、やはり高齢者の方のいろんな意見を聞きながら、また今、平尾課長が言いましたように、いろんなところを改善しながら、いいデマンド型バスにしていきたいと思っていますので、また平田議員さんからも、高齢者の方のいろんな意見もまた聞かせていただきますようによろしくお願いします。

以上です。

○3番（平田美穂）

ありがとうございます。

さすがに町長は、いろんな方向でいろいろ分かってくださっているので、本当にうれしく思います。

子育て支援、本当に若い人たちによくお話を聞いて、雨の日遊びに行くところないよというようなところがあったりするので、ぜひともそういうところと、高齢者の今、大変皆さん、デマンド型福祉バス、喜んでもらっていますので、これからの発展に期待をしております。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

これで、3番、平田美穂君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

11番、松井孝恵君。

松井君の質問は一問一答方式です。

まず、公有財産（土地・建物）についての質問を許可いたします。

○11番（松井孝恵）

議長、これマスク取ったらあかんねんな。

○議長（大石哲雄）

マスク外してもらっても構わんですよ。

○11番（松井孝恵）

申し訳ないです。

おはようございます。それでは、よろしくお願いいたします。

令和3年度、ついこの前ですけれども、決算審査特別委員会において、土地と建物の財産の状況に対する資料を当局から提出をいただきました。この中で、土地の有償貸付けで26件、無償貸付けが10件とされておりました。

まず、一つお聞きしたいのは、有償で貸し付けるケースと、無償で貸し付けるケースの違いについてお聞きしたいと思います。どのような条件によって有償、または無償となるのでしょうか。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。お答えします。

普通財産を貸し付ける場合につきましては、原則、有償貸付けとしております。また福祉関係、福祉団体等へ貸し付ける場合にあっては、無償貸付けとしていた経緯がございます。ただし、この無償貸付けにつきましては、過去の決算審査特別委員会においてご指摘をいただき、今後見直していく旨、回答しております。その回答に沿って取り組んでいるところですが、既に無償で契約を締結している案件でもございますので、また、相手方のある話となりますので、正直難しいところもあろうかといった状況でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○１１番（松井孝恵）

以前、お聞きしていたのは、福祉施設であっても今後は固定資産税程度の利用料金は頂くとおっしゃっておられたと思うんです。だから、その方向性は変更されていないということでしょうか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

変更はございません。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○１１番（松井孝恵）

社会福祉法人であっても使用料を払っているというケースが今あるわけですね、実際。やっぱり公平を保つためには、ほかの法人、団体にもお願いをしていかなければならないと思うんです。

現在、無償は今１０件だと思うんですが、このあたり、既にお願ひしたり、打診はされておりますか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

その後の見直しの状況について、報告させていただきます。

平成30年の12月には、当時の担当及び副町長にも同行いただき、2施設に対し見直しについて打診をしております。打診内容につきましては、買取りの提案、これは、また一括であるか、また分割であるかといった買取りの提案をさせていただきまして、それが駄目であれば、それから貸付けになるのであれば、固定資産税相当額を頂きたい旨を伝え、検討をお願いしたところです。その後、当該2施設につきましては、無償貸付けから固定資産税相当額の有償貸付けへと変更することに了承いただきまして、新たに契約を結び直した次第でございます。

そのほかの無償貸付先につきましては、新型コロナウイルスの影響等があり見直しの打診がちょっとできず、そのまま中断してしまっている状況でございます。今後、また有償貸付けに向けた打診を再開したいと考えております。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

契約もあることですから、難しいこともあるんでしょうけれども、今後コロナが明けてきた時点で、やっぱりお願いもしていかなきゃなんだろうと思うんですけども、このことの責任者というのは、それじゃ、総務課長ということよろしいんですか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

担当課につきましては、総務課の財政管財班となっております。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

分かりました。

例えば、貸付けしている中には商用に使用されている土地もあるんです。その中に、例えば宅地で132.16平方メートル、約40坪です。年間12万円、月1万円で貸付けをされていますけれども、お尋ねします。貸付けの契約をしたときに、何を根拠にして年間12万円と設定されたんでしょうか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

有償貸付けに当たっての金額につきましては、貸付先の法人、個人様もございますが、貸付先の業種や経営状態、また、近傍の固定資産評価や実勢取引価格を参考に、また、貸し出す土地の形状、形態などを考慮し、その都度協議により契約を締結しておるといった状況でございます。

相応の理由により契約に至っておるものと認識しておりますが、町としましては、今後も均衡に、不公平感が出ないように設定すべく努めていきたいと考えているところであります。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

ちなみに、皆さん、表を持っていないので分かりにくいかもしれませんが、この中に、仮にA社といたします。A社さん約300坪、月額1万5,600円で宅地を貸していますね、1万5,600円。B社さん、約380坪、これ大きいですが、月額5,000円。C社さん、面積不明で、ここは雑種地ですけれども6万6,000円。ぱっと見たときに、先ほど副課長おっしゃいました、そのときによってこう決めているというんですが、こういう情報というのは、住民さんとか企業さんにはお互いのこの金額分らないわけです。そういうことを知ったときに、ちょっと不公平感を持たれるおそれがあるんじゃないかなと思うんです。いかがですか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

金額の単価が異なることにつきましては、事実そうだと思いますが、全く同じ条件の土地というものがない以上、ある程度の違いはあるものと思っております。これまでどおり、近傍の固定資産評価や実勢取引価格を参考に、貸し出す土地の形態などを考慮して、協議により契約を結んでまいりたいと考えております。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

おっしゃるとおり、同じように宅地と一つくくりでくっつけてしまいますけれども、場所とか立地条件によっては評価が違ふということはよく理解できます。土地の値打ちというのは、そのときによって変動いたしますよね。土地の評価が変動した場合に、こう

いった料金の設定を見直す必要はないのでしょうか。もちろん、これ評価が下がった場合も含みます。どうお考えですか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

先ほど答弁させていただきました２施設、無償から有償に変わった２施設につきましては、もともと無償であった契約内容であって、また、契約期間の満了を待たずに協議に応じていただき、有償に、固定資産税相当額に変更することを了承していただいた経緯がございます。現在、有償でお貸ししている土地につきましては、料金設定を変更するための契約変更をお願いすることは、現時点では考えていないという状況です。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○１１番（松井孝恵）

いずれにしても、こういった公有財産の貸付け状況というのは住民は分かりませんし、また、借りていただいている方々もお互いの状況というのは知り得ません。もし知り得たときの不公平感がないような金額の根拠や、また、契約更新の際には、金額の交渉がなされるようにしておく必要があると私は考えております。どう思われますか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

改めて、現在の根拠、考え方についてご説明いたします。

有償貸付けに当たっての金額は、貸付先の法人の業種や経営状態、また、近傍の固定資産評価や実勢取引価格を参考に、貸し出す土地の形状、形態などを考慮して、その都度協議により契約を締結しているといった状況でございますので、今後、道路の利用状況、例えば大きな道路ができるとか、そういった状況が変わるなど、地価や評価が大きく変わった状況で、契約金額と実態が大きく乖離するような状況になるようであれば、契約更新を迎えるときには、必要な契約金額の交渉はしていきたいと考えております。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○１１番（松井孝恵）

僕も土地のこととかあまり詳しくないんであれなんですけれども、例えば宅地なんか

で役場が売るときには、きちんとその金額の設定というのは、不動産の鑑定であるとかそういうことで入っているわけでしょう。そういうことはもう見えやすいし、分かりやすいんやけれども、いわゆる公用財産貸し付けるときの明確な根拠は、これ、今はこうだとおっしゃるけれども、なくてもいいんですか、本当に。町長、どうお考えですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

全体的なもの、最初土地を買って、そこへ建物を建てて、埋立てをするという、田んぼを買って、そこを埋立てして、建物を建てるというような場合であれば、近傍地の全部の鑑定評価は鑑定士さんに頼んで評価をします。それとか、この間であれば、市ノ瀬のほうであれば、後代のところの土地を売買するときも鑑定士さんにいろんな評価をしてもらってやっている経過がございます。

その中ではきちんとしてやっていけていたんですけれども、この無償貸付けとか、有償貸付けの今の松井議員の質問の内容につきましては、先ほど目良副課長が言いますように、全体的な以前からの土地と建物を貸し付けているという形になりますので、その辺の事業内容とか、企業の規模の大きさ、それと、道路に面してきちんと使いやすい土地であるかないか、そういうこともありますので、今後はきちんとした評価もしながら貸付け、また契約の変更に持っていきたいと思っておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

次に、同じ資料の中で、共同作業場の一覧というのを頂いておりますので、そこからお聞きします。

そもそもの質問で申し訳ないけれども、この共同作業場というのは一体何なんでしょう。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

共同作業場につきましては、同和対策事業として、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定を図り、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定に寄与することを

目的として整備された施設でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○１１番（松井孝恵）

作業場というのは、８件あったと書かれているんですけども、そのうち４件が貸付けされております。ということは、いわゆるその作業場というのは役目があったんですけども、その役目が終わってきたので貸付けを行っているんだという捉まえ方でいいですよ。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

共同作業場につきましては、もともと、先ほど説明した同和対策事業として整備された施設でございます。そういった施設でございますので、現在はまだ、当初整備されたときの趣旨を踏まえて貸出しをしている施設になってございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○１１番（松井孝恵）

この８件のうち４件は貸付けをしているけれども、あとまだ４件の作業場がございます。この作業場の現状というのは、今、どうなっておりますか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

共同作業場８施設についてですが、古い施設につきましては昭和５８年から運用されてございます。当時は、同和事業として実施されており、当時から貸し出している作業場につきましては、無償での利用となっております。

経済環境の変化により、先方の事業所が廃業等の事態となった折には、新しい事業所とは有償の貸出し契約としてございます。それが、有償での貸出しをしているところが、現在のところ４件、そういった状況でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○１１番（松井孝恵）

これ見ていますと、民間で頑張っておられる企業の方々には、ぜひさらに飛躍もしていただきたいし、我々も応援していかなくちゃなんと思うんです。

例えば、この中に同一企業さんで2件、貸付けをしていただいているところもあるんですが、これ見てみますと、月に30万円の料金、年間360万で、2つで720万円も払ってもらっている。これ比べると、面積2.7倍違うんやけれども、先ほどのお話では、こういった条件がいろいろ違うと思うんですが、何でこんなに金額が違うのかということを改めてお聞きするのと、高くないですかと思ったんですよ、単純に高いなと。この辺、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

共同作業場の場合、先ほどの土地とは異なり、建物の貸出しとなります。ですので、築年数といった部分が大きな要素になってくると考えております。

議員が質問で出された同一の企業に面積が違うのに、同じ月額30万円というのは、梅加工共同作業場のことだろうと考えますが、この賃貸料設定に当たりましては、もともと貸しておりました岩崎にある梅共同作業場を月30万で貸出しをしております。そちらの金額を参考に検討を進め、同額である月30万円に設定をしたという次第でございます。

検討内容としましては、固定資産税額との比較をしておりますが、試算では年間約200万円、土地で約93万、家屋分として約97万相当とあります。また、梅共同作業場、岩崎のほうの建物につきましては、平成9年建てで新しいということ、また、梅加工共同作業場につきましては、昭和61年建てで古いということもございますので、年間で360万、月30万円が相応の金額であるとして設定をした次第でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

そういうことで設定しているということなんですが、それぞれの条件があつたりとか、相手方と交渉する中で、例えば知っている方が言ってきたときに、ちょっとまけてよといったときに、じゃ、その辺で折り合って、これぐらいにしましょうかというような話になったりはするんですか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

土地の場合と同様になります。相手方の経営規模、そういったことも加味して協議をしますので、今、議員がおっしゃられたような、まけてくれんかといった、そういった形でまけるといったものではなく、きちんと協議をした上で設定しております。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

分かりました。

これ、先ほど副課長、お答えいただいたか分からへんけれども、特別な理由があるんでしょう、貸している。貸し先は大体決まっているというんですけれども、僕らから見たら、僕も理解がちょっとできていないか分からんけれども、公募とかしなくて、そういうところに普通に言うてきたところに貸すというのは、どういう理由でそうやっているんですか。公募されていないですね。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

公募はしておりません。それは、先ほど答弁で言わせていただきました共同作業場につきましては、同和対策事業で整備された施設で、そういった趣旨を酌んで、現在も運用しているという状況でございます。

大型共同作業場自体が同和対策事業の流れの中で建設、運用されていたものですので、先ほどのご質問にもありました大型共同作業場の目的である生活環境の改善、産業の振興、職業の安定を図り、対象地域における経済力の培養、また、住民の生活の安定に寄与することができるような事業所に貸し付けることとしている次第です。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

いずれにしても、私が言いたいのは、何もかもオープンにして話せということではないんですよ。やっぱり住民が聞いたときに、何か誤解を招いたりとか、あるいは、それは仕方ないなというようなしっかりした理由づけというのは、明確にできるようにしておいてほしいと思うんです。そこだけをお願いしたいと思います。

次に、公有財産の無償譲与したケースについてお聞きします。決算資料を頂いたときには、公有財産の無償譲与はないということでした、ちょっとお聞きします。

今年の7月の話なんですけれども、ある企業の関係者の方から私ちょっと相談を受けてまして、生馬のゴルフ場を造る予定だった土地に町の土砂を置いているんじゃないかと。可能なら1万立米ほど譲ってもらえないかというお話をいただきました。私もあまり上へ上がっていくことはありませんので、まず、その土地がどこなのかを調べましたところ、いわゆる通称西谷というのかな、地番は、生馬3234番地の134、1万9,512平方メートル、生馬3234番地の135、7,422平方メートル、合計で2万6,934平方メートル。約8,100坪の土地だということが分かりました。

場所が分かりましたので、そこに置かれている土砂が何なのかをちょっといろいろ聞き合わせたところ、それは多分、生馬付近の河川の堆積土砂だろう、しゅんせつされたものじゃないかということでありました。そこで、譲っていただこうと思って、言いに行こうと思ったんですけれども、その土地は、現在は生馬財産区の所有であり、今、申し上げたその企業さんとは別の企業が、年間200万円の賃貸契約を結んでいて、土砂の譲受けはできないよということが分かりました。

これで、この話は私としたら終わりであったんですけれども、調べていく中でちょっと分からんことが出てきましたので、改めて今から確認だけさせていただきたいと思います。

今から申し上げることは、税務課の台帳を見てちょっと確認した内容であります。先ほど申し上げた土地8,100坪、これは、本来はこの土地の所有者は上富田町のものであるという認識であったようなんですけれども、本当は生馬財産区の土地であったということが、台帳には記載されております。錯誤という記載があって、それが平成18年4月7日のことであります。

その後、この土地は平成19年12月に個人に売却されていまして。ここで聞くことは妥当なのかどうか、ちょっと私も分かりませんので、一応聞きます。財産区が売却したときに幾らで売却したか、答弁は可能ですか。

○議長（大石哲雄）

建設課長、栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

ご説明はできます。

（「可能か」と松井議員呼ぶ）

○建設課長（栗田信孝）

可能です。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○ 1 1 番（松井孝恵）

すみません。じゃ、幾らで売却したか教えてもらっていいですか。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

3, 7 0 0 万円でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○ 1 1 番（松井孝恵）

分かりました。

その後、平成 1 9 年の 1 2 月 2 5 日にそれを企業 A さんに売却して、平成 1 9 年、今言った同日に企業 B さんに売却、平成 2 4 年 8 月 2 日に本店に移転されて、平成 2 4 年同日、商号変更がなされています。そして、平成 2 4 年 9 月 2 1 日に上富田町が購入をされました。

数字だけ上げたら皆さんお分かりにならんとするねけれども、いわゆる平成 1 9 年に生馬財産区さんが売却した土地を、平成 2 4 年に上富田町が購入された。約 5 年後に財産区が売って購入されたとなっております。

ここでお聞きしたいんですけれども、上富田町は幾らでこの土地を購入されたんでしょうか。で、何のために購入されたんでしょうか。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

全体像を含めてご説明させていただきます。

生馬メガソーラーの場所ですが、全体的な用地につきましては、当時、町が生馬農地造成事業区域として農地造成を行うため、平成 2 3 年度から高速道路の工事残土を受け入れて造成工事を行っております。用地につきましては、各個人等の用地でございます。

その後、農用地としての計画が変更され、現在のメガソーラーが設置されております。ソーラーパネルが設置されている横の用地、今、議員ご説明になりました 8, 1 4 8 坪は、一般企業から町が 3, 7 0 0 万円で購入しております。用地の購入費は、高速道路の残土処分費を充当しております。用地購入は平成 2 4 年 9 月議会で議決され、購入の理由としましては、所有者が土地を手放す予定であり、町としましても第三者の手に渡ることによって事業の進捗に影響が出ることが懸念されることから、本土地を取得する旨の説

明がなされております。

その後、平成24年12月6日の産業民生常任委員会で前町長が説明を行い、平成24年12月10日、生馬財産区に譲与として所有権移転登記がなされております。譲与の理由として、この土地については町の損失は発生せず、生馬財産区のほうへ公益用として利用していただくことで無償譲渡したと思っている。無償譲渡することによって、生馬財産区は、今後、公益用として利用していただきたいとご説明がなされております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

よく分かったんですけども、上富田町が購入する以前に財産区さんが3,700万円で土地を売って、そして、5年たって、町がそれを買って。そうですね、買ったんですよ、3,700万でね。それを生馬財産区に公共用として譲与する。

私、思うんですけども、今この土地、上富田町が保有してあったら非常に使い道もあるし、有益やったん違うかなと思ったんです、この資料見たとき。それを、別に財産区さんにあげたことは違法でも何でもないですよ。きちんと条例にのっとってやっていますから、どこにも何も瑕疵はないんですけども、ただ3,700万で買って、それを2か月半後ぐらいにあげて、そこで使ってくれよと言うたときに、いや、おかしいですかと。上富田町が買うたんやったら、自分のところで使ったらええのに、わざわざあげる、買ったやつを。向こうは3,700万で売って、3,700万入っていますよ。こっちは3,700万を、その宅地造成か高速の残土で埋めたところをあげる。どうぞ、使ってくださいねという。これ、おかしくないんですか、普通に聞いたら。

だから、どんな理由があってそういうことが起きたのかというのをお聞きしたいんです。当時の町長は前町長で、財産区の管理者も同じ方ですよ。どういう理由があったんか。そらもう、この議場におられる方は10年前ここにおられたかどうか分らないので、多分おったのは、大石さんと、奥田町長と山本さんぐらいと思うんやけれども、ここがちょっと分かりにくいんですわ。

そこに何か法律違反があるんかと言われたら、ないですよ。でも、3,700万も払ってあげるって、この辺が明らかじゃないと思うんやけれども、これ、どういうことですか。ちょっと町長か副町長、答えてもらえませんか。こんなことって。法律違反はないですよ、何も。何の法律違反もないですよ。だけど、買ってすぐ使ってよという、どういうことですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

先ほど建設課長が説明したとおり、前町長が平成24年の12月6日の委員会で、生馬財産区のほうへ公益用として利用していただきたく、無償譲渡をしたいとして説明しているんでして、そこで議員のほうも判断されたと思います。それで、無償譲渡になったと思います。それ以上のことを私は答弁、今の部分では差し控えるというか、内容も分からない状況なんで、答弁することはちょっと控えさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

10年前のことですから、皆さんが記憶している記憶していないという話じゃなくて、記録も、そら10年ちょうどぐらいですから残っていないし、分からんよということなんか分かりませんけれども、もちろん議会も通っていますし、話も委員会でやったよということで。でも、当時は私も議員じゃなかったし、おったのは奥田町長と大石さん。山本さんも、もしかしたらこの場内おられたか分かりませんけれども、そんなことを思い出せというてもなかなか思い出さんかも分からんけれども、そら8, 100坪というたら大概大きな土地ですよ。何があって譲与したぐらいは、答えられんていうても、聞いたら分かると思うんですよ。

これ、行政上のことやから、僕は聞きに行かんかったけれども、これ終わってからでも私、前町長のところへ行ってみて聞いてきたらと思うんです。皆さん、よう行かんわけでしょう、何でか知らんけれども。それで、そういうことがあってんと言われたところで、これ住民聞いたら、こんなこと起きてあったんかいなと。また、法律違反はしていないけれども、おかしいなと思われるんじゃないですか。それをこれ以上もう答えられんよといったら、もうこれはここまでなんで、いいですけども、前任者とかそんな人に聞くことできるんじゃないですか、簡単に。そんなに聞けんほど問題なことですか。僕は確認したいから今回聞いているんです。

これが何か悪かったとか、そんなこと言うていない。きっと何か理由があってお譲りしたんだろう、それなりの。そやけど、向こうは3, 700万の土地代もろうて、さらに役場が買って、あげるなんていうのは、よほどの理由があったんかなと思う。だから、知っておきたいんです。もしかしたら、災害用に置いておくとか、非常に何か理由があって、政治上の決断したんだというのであれば、やっぱり知っておくべきだと思うんですよ、もちろん議員も、私らも。

(「暫時休憩お願いします」の声あり)

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 04 分

再開 午前 10 時 05 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁をお願いします。

○建設課長（栗田信孝）

先ほどの部分について、申し訳ございません、訂正させていただきます。

3, 700 万円については町が購入しております、一般企業のほうから。それで、生馬財産区のほうは、3, 700 万円で買うわけではございません。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11 番（松井孝恵）

分かっています。まさしくそのとおりで僕、言っているんですよ。

財産区さんは自分 3, 700 万で売って、それで巡り巡って今度、町が、その企業さんが手放されたら、ほかに買われたあかんで町としてもう買うておこうかと、それで、3, 700 万同額で買ったよと、これ何も問題ないです。ただ、なぜあげたんかということ。

○議長（大石哲雄）

生馬財産区へどういう理由で無償譲与したか、この 1 点を問いたいと、こういうことや。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

まず 1 つ、勘違いがあるような気がするんです、説明の中に。彼が 3, 700 万というのは、生馬財産区が一般から買うたのが 3, 700 万ではなくて、その金額は押さえていません。あくまでも町が議決を求めたのは、3, 700 万は民間から買うたときに議会の議決を求めて買うた分なんで、3, 700 万が回っているわけじゃないんで、そこだけはちょっと勘違いがあったら悪いんで、訂正させていただきます。

(「分かっています」と松井議員呼ぶ)

○副町長（山本敏章）

それと、この段階で産業民生常任委員会に私は入っていません。平成24年ですので、前の副町長の段階なんで、この状況というのは、私のほうも把握できませんので、その点だけのご理解いただきたい。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

先ほど僕の言うたこと、副町長おっしゃることは理解しているんです。だから、もう一回繰り返しになりますけれども、役場が3,700万円で土地を買った。それをすぐにあげた。それは公共のためにしてくれと言うけれども、役場がそれを管理してやっていたら、今、物すごく有益だったんじゃないのかという話なんですよ。もし、災害が起きても、そこを仮置場にしたりもできるし、上富田は土地狭いですから、そういうところがあれば、一旦仮置きしたり何でもできると思うんです。

それを、でも何かの理由があってあげた。違法でも何でもなし、それはもう何か決断があったんだろうと。そういうことを誰に聞いても分からんし、8,100坪のあの大きな土地を、そんな2か月半後に譲ったというその理由だけを私知りたいんですよ。でも、誰に聞いてもお答えいただけんし、分からんというのであれば、これ、行政って、失礼やけれども、それでいいんですか。

だから、僕はこの行政上の売買やったから皆さんにお聞きしているわけで、私は個人的に前任者でもどなたでも、聞きに行こうと思ったらこの後行きますよ。それで、聞いて、はっきり何やったんやと聞きたいです。それをせんかったのは、今日ご答弁いただける、行政側の答えとしていただけると思ったから、今日まで行かんと待っていますけれども、これ堂々巡りになりそうなんでこの辺にしますけれども、この辺はしっかり答弁していただきたいと思うんです。どなたもできんて。いかがですか。

(「休憩をお願いします、暫時休憩」の声あり)

○11番（松井孝恵）

何か僕が言うてること何か間違っていますか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

○議長（大石哲雄）

再開します。

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

改めて申し上げます。

平成 24 年の 12 月 6 日の産業民生常任委員会で、当時の町長が生馬財産区に譲与した理由、無償で譲与した理由につきましては、生馬財産区のほうへ公益用として無償譲渡したいと思っていますとご発言がありまして、これが理由であると。今、残っている我々行政としては、そう今でも考えております。それが答弁でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11 番（松井孝恵）

やっぱり町長さんというのは絶対的な権力者だと思うんです。今後、こういった土地の取引とかがそんなにあるようには思えませんけれども、私どもも市ノ瀬に上大中なんかがございまして、今後、解体されたら大きな土地も残ってきたりして、それをどうするんかというのは、地元とかも考えて、役場も考えていくと思うんですけれども、そんなことがもし出てきたときに、簡単にいろんな分からんように、そら議会には問うてくれるんでしょうけれども、土地を譲ることができるよと。市ノ瀬だって、市ノ瀬財産区の管理者、奥田町長ですから、決断すれば町長が財産区にあげるよということ是可以するんだと思うんです。

だから、いろんなケース考えて、もうほんまに今、繰り返し言うのはちょっと失礼やけれども、やっぱり今後は分かるようにしておいてほしいです。ここに何の法律上の問題もないけれども、問題ないんやというて通っていくんかいという話ですわ。それだけぜひお願いします。この件こうします。

○議長（大石哲雄）

それでは、公有財産についての質問終了でよろしいか。

○11 番（松井孝恵）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、その質問を終了し、次に、金融機関の硬貨の手数料についての質問を許可

いたします。

○ 1 1 番（松井孝恵）

金融機関の硬貨の手数料についてお聞きします。

私、今日は決して機嫌悪いわけじゃないんです。ちょっと方向変えます。

何年前だったか、大石議長さんと前議会事務局長さんと私とで東京へ研修に行ったことがあるんです。事前に局長さんから、交通系のカードというのを頂きまして、これ持っておいてと。持っていなかったら東京行って電車に乗れやんと言われまして、私はこんな疎いですから、なかなかそういうこと分かんのですけれども、持っていったらコインロッカーとか、自動販売機もみんなカードとかスマホで決済されて、切符なんか買っている人誰もおらん。

なるほどこれは便利やなということで、これ便利やからというて、上富田へ帰ってきて、コンビニエンスストア行って使ったら、見たことないんでそんなんようせんと店員さんに言われまして、都会と我々の住む町というのは、まだまだ隔世の感があるなとそのとき感じました。でも、それも時間の問題で、だんだん上富田も浸透してきたような気がいたします。

話ちょっところっと変わるんですが、皆さん、おうちに貯金箱って持っていますか。貯金箱、皆さん、ありますか。貯金箱、ありますよね。私、個人的に非常に困ったことがありますして、硬貨がたまってきたら、その貯金箱にずっと今までためていたんですよ。いっぱいになったら、申し訳ないけれども、知り合いのいる金融機関へ行って、窓口で換金してもらって通帳に入れてもらっていたんです。それが今年の1月ぐらいやったか、もう松井さん、持ってきたあかんど、手数料かかるからと言われて、ああそうか、そういう手数料取るようになってんなと思ったんです。私が行っているその金融機関というのは、ちなみにATMで硬貨を使いますと、入金したら1枚から25枚までが110円、窓口行ったら、1枚から50枚まで無料やけれども、51枚から550円かかるというような金融機関であります。

私どもさっき言うた貯金箱、もう1円とか5円ばかりためていくんですけれども、大体1,000枚以上入っているんですよ、大きな貯金箱なんで。それ全部振り込んだら手数料、窓口で1,650円取られるんです。そこに1円玉と5円玉ばかりだったら、1円だったらもう650円赤字で換金できないよと、この硬貨が、という形になっていくんです。

こういうことも、今後、キャッシュレス化というのが浸透していったら、もうずっと解消されるんでしょうけれども、例えばこの地方における商店であるとか、どうなるのかなとちょっと思ったりするんです。役場におかれても窓口ありますし、支所もありま

すし、硬貨の扱いはあるんだろうと思います。

そこでお聞きしますが、手数料が必要になったことによって何か影響が起きていないか、会計管理者にお聞きしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

会計管理者、十河君。

○会計管理者（十河貴子）

手数料改定の影響についてお答えいたします。

町は、指定金融機関である紀陽銀行と上富田町公金事務取扱に関する委託契約を締結しております。契約の第13条に、取扱手数料は協議の上、別に定めるとあり、今年度新たに両替硬貨計数精査に関する契約を締結いたしました。この契約により、10月1日から町の担当課窓口で取り扱う公金に係る手数料が改定されております。担当課においては、9月議会において硬貨計数手数料を補正予算に計上しております。

主な改定内容を説明いたします。

会計課に紀陽銀行の派出所がありますが、この派出所に担当課窓口で収納した公金を入金するとき、1日につき硬貨50枚までは無料で入金できますが、51枚から500枚では660円、501枚から1,000枚になりますと1,100円の手数料が発生いたします。そのため、公金の取扱いが多い担当課では、釣銭の増額や金種の調整により手数料を抑制する対策を取っております。

具体的には、入金する際に硬貨が51枚以上である場合、釣銭の紙幣と交換する。例えば100円硬貨10枚と1,000札を交換することで、入金する硬貨の枚数を50枚以内で済むように調整をしております。10月1日の手数料改定から2か月余りになりますが、現在のところ、入金で手数料が発生した事案はございません。今後も、できる限り手数料抑制に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

今年、コロナ禍ではありましたが、市ノ瀬で3年ぶりにお芝居やったんです。久々ですので大勢見に来てくださって、おひねりというやつが大量に飛んでくるわけです、もちろん子供にですよ。それ開けたら、多くが大体1円を含む硬貨なんです。全部集めて、全部、常にその子供たちに分け与えるんですけれども、これ、親が両替するんやろなと、1円、5円、10円ですから。その親、またその硬貨どないするんやろういうて、僕ら夜、お宮へ集まりますので、そんな話しするんですよ。えらい話やな、手数

料はしょうがないけれども、なあ、という話ですわ。

例えば、その地域、皆さんのほたにもあるかな、お地藏さんとか庚申さんとかあると思うんですけども、そういうところに硬貨が少なからず置かれているということを見たことあると思うんです。私たちもまさしく先輩方からそういうのを受け継いで、管理していく立場になっていくんですけども、ある方が、墓地の会計の担当をしておられて、1円玉いっぱいたまってきたてどうしようと思って、その1円玉を50枚含めてコンビニ行って、封筒を買うのに払ったと言っておられました。通帳へ入れたら手数料かかるんで。そういうコンビニさんも知り合いやからいいようなものの、随分手間のことやなと思いました。

これからキャッシュレスに切り替わってはいくんですけども、替わればこういう問題もなくなると思うんですが、こんなことを役場において、住民から相談なんかありませんか。

○議長（大石哲雄）

十河君。

○会計管理者（十河貴子）

お答えいたします。

商工観光担当の振興課及び会計課において、硬貨に関する件をご相談という形で受けたことは現在までございません。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

今後、キャッシュレス化が進めば、硬貨を使用せずに済むことになっていくんだと思います。そうなったときに、個人が、さっきの貯金箱じゃないですけども、保有する硬貨の使用価値とか、価値は変わらんねけれども、使用頻度とかがだんだん少なくなっていくんじゃないのかなと私は思うんです。町として、例えば募金とか、そういった地域振興に寄与する働きかけや取組が何かできませんでしょうか。

○議長（大石哲雄）

十河君。

○会計管理者（十河貴子）

お答えいたします。

現在、指定金融機関においては、ウクライナ人道危機の義援金や日本赤十字等の募金につきましては、手数料無料の対応をさせていただいております。

ご質問の働きかけ、取組につきましては、今後、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

昔、よう聞いたような気がするんですけども、親に言われたんか先生に言われたんか、お金を大事にせな一円に泣くでと、何かこんな聞いたことがありますよね。

今年の夏の出来事なんですけれども、ある地区とします。ある商店の自動販売機の隙間に1円玉と5円玉が大量に捨てられるという事象がございまして、関係機関にももちろん通報して、誰か分からんなということになっているんですけども、子供か大人なのか分かりませんが、本当にこれ、お金放るなんて深刻な行為やと私は思うんです。放った理由は分かりませんよ。ただ、10円やったら自動販売機でまだ今使えるけれども、1円、5円でなかなか使いにくいなど。

先ほど私が言った金融機関の職員さんに聞いたら、そこでは、窓口子供らが来たら、貯金よしよ、お金ためよしよというて貯金箱をあげていたらしいんやけれども、随分と渡しにくくなったなとおっしゃっておられました。

我々日本人というのは、貨幣制度を確立して今日に至っていますけれども、硬貨とか紙幣とか、お金が電子マネーみたいになってきて、どうなっていくというのは、もう私らの世代はなかなか理解しにくいなど、分からんなどと思っています。ただ、このお金というのは、我々日本人として住んでいるときに、やっぱり歴史とか文化に非常に強く根差している部分があると感じるときがあるんです。一足飛びにキャッシュレス化というのは進まない、特に地方において。やっぱり慎重に対応していく必要があるんじゃないのかなと思います。

特に、子供たちへの指導、影響というのは大変大きいと思いますが、ここでお聞きします。

学校において、お金の価値や取扱いはどのように子供たちに指導されておられますか。また、キャッシュレス化が進むことによって、子供たちへの影響はどう予想されますか。いかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局副局長、平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

早い時期から金銭感覚を身につけ、健全な金銭管理能力を持てるようにすることはと

でも大切なことです。町内の学校における取組の一例ですが、低学年では、買物体験などを取り入れた金融教育、いわゆるお金教育の授業を実施しています。授業では、お金の種類や数え方をはじめ、お金の大切さ、我慢をする力を身につけることなどを目的に実施をしております。

また、ご質問のキャッシュレス化が進むことの影響については、現在のところ、どのような影響が出てくるか分かりかねるところがございます。しかし、この見えないお金、この知識や価値観を教えていく、この必要性はとても高いと考えておりますので、授業時間に限りはありますが、今後も、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

非常に大事なことで、お願いしておきたいと思います。

先ほど管理者が言われた募金とか赤十字のほかにも、何か方法はないか研究してくれるということですが、ぜひそれは考えていただきたいし、私ども知恵を出していきたいと思っております。ただいまは意見でございます。

これで質問を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで、11番、松井孝恵君の質問を終わります。

10時35分まで休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時33分

○議長（大石哲雄）

再開します。

暑い方は上着を取っていただいて結構です。

引き続き一般質問を続けます。

9番、吉本和広君。

吉本君の質問は一問一答方式です。

まず、旧統一協会（世界平和統一家庭連合）に対する町長の政治姿勢についての質問を許可いたします。

○ 9 番（吉本和広）

日本共産党の吉本和広です。よろしくお願いいたします。

以前にお願いしましたが、質問が多いので、答弁は質問した内容に限って 3 分程度でお願いしたいと思います。

まず初めに、統一協会についてお伺いをします。

宗教法人世界平和統一家庭連合は、文鮮明により 1954 年に韓国で創設されました。創設当初の名称は世界基督教統一神霊協会、つまり統一協会でありましたが、2015 年に改称されました。現在でも統一協会と多くの方が呼んでいます。1992 年、歌手の桜田淳子さん、スポーツ選手の YH さんらが合同結婚式に参加したことが報道されました。YH さんは、結婚の解消と脱会の表明をした記者会見でマインドコントロールされていたと発言しました。

和歌山県に宗教法人世界平和統一家庭連合と表記された施設が 3 施設あります。その一つが田辺市新庄町にあります。和歌山県でも多くの方が被害に遭われています。上富田町でも、ある方は過去に統一協会であることを隠して学習会に誘われ、その後、5 万円の 2 週間の研修に誘われ、参加し、終了後、先祖を救済するためには先祖を敬う儀式をしなければならないと言われ、高額な金額を提示された。その方は、あまりにも高額なために統一協会であると分かり、断り、難を逃れたと話しています。あってもおかしくない話です。

多くの判決で統一協会の責任が認められ、破壊的カルト集団であることが広く認知されるようになりました。全国霊感商法対策弁護士連絡会による旧統一協会による被害額は約 1, 237 億円で、違法行為を認定した司法判断は民事事件で少なくとも約 30 件あると言われています。日本テレビの news zero でも紹介されていました。2001 年 2 月、青春を返せ訴訟で統一協会の敗訴が最高裁で初めて確定、教団の詐欺的入信勧誘と献金の説得について組織的不法行為が認められるとして、現金 70 万円と 100 万円の慰謝料の支払いを命じました。

旧統一協会が行っている霊感商法による被害が多くあり、国は 2018 年の消費者契約法の改正を行い、不安をあおって購入などを迫る霊感商法で結んだ契約は取り消せるようにしました。しかし、昨年 9 月の被害者は、夫に加えて、がんで息子を亡くした当時 57 歳の女性です。統一協会の信者から夫や息子が地獄で苦しんでいると何度も不安をあおられたり、文鮮明氏の御言葉、教えが書かれた天聖教 140 万円や地上界と霊界とで教団に祝福してもらえる霊肉祝福 304 万円を買う際には、「霊界にいる息子の声を聞きたいでしょう。毎日読めば亡くなった息子を身近に感じますよ」と言われて購入してしまったということです。最高裁はこうしたやり方について、社会的に相当な範囲

を逸脱した行為として違法と評価せざるを得ないとして、損害賠償を認めました。

町長は、このような反社会的宗教団体である世界平和統一家庭連合、旧統一協会についてどのような認識を持っておられるでしょうか、町長の見解を伺います。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

平成27年に統一協会から改称された世界平和統一家庭連合は、宗教法人に基づいて認証された宗教法人だと承知しています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

認識をちょっと問うているのです。あなたがどのように思っているのか、お聞かせください。反社会的宗教団体という認識はありますか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

反社会的という言葉は、私からは差し控えさせていただきます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

多くの国民の60%が統一協会の解散をするべきだということを、世論調査でも言っています。住民との感覚が少し、私は町長の感覚がずれているのではないかと思います。が、次に進みます。

これは、前の回に事前にお渡しした靈感商法対策弁護士連絡会が発表した旧統一協会関連団体リストです。靈感商法対策弁護士連絡会によると、旧統一協会は様々な団体名を使い統一協会であることを隠して、何のために生きているのか、将来の夢はなどアプローチしてきます。勧誘したターゲットから悩み事、心配事を聞き出し、原因が先祖の因縁によるものであり、その救済のためには先祖解怨しなければならないと、全身全霊を尽くす信者に仕立て上げていくと説明しています。

多数の被害を出しているオカルト集団の活動を自民党の国会議員が後押ししていることが、国民の前にも明らかになりました。中でも、安倍元総理がビデオメッセージを送

り、統一協会との深い関係が明らかになりました。迷っているターゲットに決断を促すために、総理大臣も応援してくれている、何々大臣も何々町長も応援してくれているとなれば、大きな支援になります。

上富田町にアプローチはなかったでしょうか。自治体が旧統一協会の関連団体の行事への後援や協賛、メッセージを送る、首長や当局者が挨拶に出向いていないか、そのようなことがこれまでなかったですか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

イベント等の後援依頼の決裁文書の保存年限は3年となっております。ですから、この3年間、令和元年から令和3年度までの3年間と令和4年度のこれまでのところで申しますと、世界平和統一家庭連合及び議員から頂いた靈感商法対策弁護士連絡会の作成された関連団体からの後援依頼については、ないことを確認いたしました。それから、式典に対するメッセージや祝電につきましての決裁文書は保存年限1年となっております。ですので、令和3年度の1年間と令和4年度のこれまでのところで、集会等に対するメッセージの依頼ということもございません。

なお、こういう後援や協賛については、教育委員会についても同様に依頼があることが多いので、教育委員会事務局にも確認しましたところ、教育委員会事務局のほうでも承っていないということの回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今後、町が旧統一協会の関連団体と関わり合うことは、旧統一協会に公的なところに認められている存在だと宣伝に使われることになります。旧統一協会の関連団体と町が関わり合うことは一切あってはならないと思いますが、町長、どのようなお考えですか。

○議長（大石哲雄）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

宗教法人世界平和統一家庭連合の関連団体については、いわゆる関連団体かどうかの定義が靈感商法対策弁護団という特定の団体が作成するものしか、現状ではありますが、

その実施するイベントなどを後援したり、メッセージ、祝電についても送ったりすることとは、私はありません。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9 番（吉本和広）

そのように町長もおっしゃられておりますので、そのようによろしく願いいたします。

それでは、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

○議長（大石哲雄）

旧統一協会に対する町長の政治姿勢についての質問終了でよろしいですか。

○9 番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、それに続きまして、通学路についての質問を許可いたします。

○9 番（吉本和広）

通学路について質問いたします。

朝来の谷本石材近くの線路高架下の滑り止め対策が行われ、現場で子供たちに聞くと、滑らなくなってよかったですと返ってきました。また、なのはな保育所前の新川に架かる国道に一番近い橋と国道から4番目の南紀の台に架かる鉄板の橋は滑ると話していました。

6月議会で線路高架下の滑り止め加工が有効であれば、他の場所に対しても検討していきたいと考えておりますと答弁していただいています。国道側の橋は、過去に滑り止め加工もされています。効果があつたので、少なくとも9月議会で指摘した2橋は子供たちの通学路であり、滑り止め加工が必要だと思いますが、どのような対策を考えていただいていますか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

建設課長、栗田君。

○建設課長（栗田信孝）

お答えします。

路面の鉄板の橋の滑り止め加工についてでございますが、令和4年8月に谷本石材店裏の線路下の鉄板に、滑り止め対策として特殊塗料の施工を行っております。既に現場で50人以上の子供たちの意見や單車等の通行者に対し意見の聞き取りを行った結果、

雨の日でも滑らなくなった等の意見が多く、対策的に大きな効果が出ていると判断しております。

しかし、車の通行も多くあることから、塗料の劣化状況について約1年間の調査観察を行い、滑り止め塗料の持続性が確認できれば他の場所に対しても検討していきたいと考えていますが、この塗料は特殊なノンスリップ滑り止め塗料であり、金額が高く、線路下の鉄板への施工だけでも約50万円を要しております。幅1メートル、延長11メートル、部分的に間を空けて塗装しております。

今回ご指摘があった鉄板の橋につきましては、幅約3.2メートル、延長12メートルであり、予算を伴うことになります。通学路の安全対策の要望については、道路をはじめ多くの要望がございます。そのため通学路安全対策全体の工事費として、緊急的に必要な部分から順次優先的に工事を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

毎日子供たちがたくさん通うのが通学路です。特に、国道側の橋は130人近くの高校生が行き来する橋でもあります。また、4番目の橋は、3、4年生が自転車通学で今、南紀の台から通ってきています。転倒すると非常に危険です。その点を踏まえて、確かに50万は要るでしょうが、大きな事故を起こすことを考えればそれほど大きな金額ではないと思いますので、積極的に考えていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

○議長（大石哲雄）

通学路についての質問終了でよろしいですか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症対策についての質問を許可いたします。

○9番（吉本和広）

コロナの第8波が広がっています。上富田町の小学生のワクチン接種率は14%弱、中学生は2回目までが約62%、3回目が約40%で、今、4回目が行われています。高校生以上と比べて少なく、感染しやすい状況です。小中学生も通うはまゆう、南紀両支援学校では、週2回全教職員に、火曜日と木曜日にコロナウイルス抗原検査キットによる定期検査を行っています。感染拡大防止に効果があったと、県教委は言っています。

10月中旬以降、上富田町でも子供や教職員が感染する状況が広がりました。教員が複数感染して、教員の出張もあり、授業に入る教員がいなく、教育委員会から指導主事2名に応援していただき、指導主事1名は授業に入っていただき、助けていただいたと聞きます。11月も、小学校で学校閉鎖や中学校で学年閉鎖となりました。

私は以前から、小中学校の教職員にコロナウイルス抗原簡易検査キットによる定期検査を行うよう質問してきました。教育委員会も、コロナウイルス抗原検査キットによる検査を必要に応じて使えるよう配置してくれ、さきに述べた2校でも閉鎖する前の3日から5日間、コロナウイルス抗原検査キットによる検査を全教職員に実施したと聞きます。適切な対応です。教員が週初め以外の日に感染した場合は、前日まで他の教職員は感染した教員と過ごしていて、症状は出ていないが既に感染している可能性があります。職員に広がり教員3名が感染してしまうと、補充に入れるのは校長、教頭の2名であり、教員が不足、学校の授業ができなくなってしまう。

現在、キットは全員が検査しても、二、三日分は配置されていると聞きます。職員に一人でも感染者が出た場合には、まず、全教職員に検査キットによる検査を実施するようにすべきではありませんか。非常勤の先生は一日学校にいるわけではありませんので、検査キットの配布、連絡が抜からないようにしなければなりません。

8波が広がり始めています。また、人が動くお正月後にさらに感染が広がるのが予想されます。3学期は高校入試も控えています。学校運営ができないようにならないために、職員が一人でも感染したら全職員に検査キットによる検査を行う、また、8波が広がり感染が広がり出した場合には、週1回の検査キットによる検査を全教職員に実施するなど活用の充実を図ることが大切ではないですか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局副局長、平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

ご質問のとおり、上富田町においても新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の小中学校におきまして、本年10月から臨時休校や学級閉鎖、出席停止などの影響が出ております。

現時点における抗原検査キットの活用状況についてですが、上富田町内の小中学校においては、教職員の家庭内に学級閉鎖や濃厚接触になった同居人がいる場合、感染した児童生徒と接触の多い教職員、学級閉鎖の再開時や宿泊を伴う学校行事に携帯するなど、感染に不安がある場合なども含めて、幅広く適時使用できるよう学校へ配備をしております。学校内において、教職員や児童生徒などで複数の感染者が確認された場合には、

まずは学校医や保健所に情報提供を行い、指示や助言を基に対応しているところであり、複数人が感染した際には、ご質問にもありましたように、全職員一斉の抗原検査を行うなど、そういった対応を行っているところです。

学校では日々の健康観察を徹底しながら、感染が発生した場合には、まず、感染経路がどうであったか、周囲にどのような影響が考えられるのかを確認しながら対応を決めているところであり、今後も、その時々状況を把握しながら抗原検査キットを活用してまいりたいと考えております。

しかし、これまでも感染拡大防止のため、抗原検査キットの活用方法、これを広げてきた状況がございます。今後の感染拡大にも心配がある中、教育活動を停滞させることなく進めるために関係機関と相談しながら、今後さらに検査キットの有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今の答弁に対しての質問なんですが、今よりもさらに充実していきたいというふうに捉えてよろしいんですか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

新型コロナウイルスの感染については、まだまだ予測もできない、油断もできない状況がありますので、十分な在庫も確保しながら、適宜機動的に対応できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

活用を広げていただけるということですので、学校が本当に運営ができないということにならないように、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（大石哲雄）

新型コロナウイルス感染症対策についての質問終了でよろしいですか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、次は、なのはな保育所の民営化についての質問を許可いたします。

○9番（吉本和広）

それでは、なのはな保育所の民営化について質問します。

静岡県牧之原市で9月、民営のこども園で通園バスに取り残された女児が死亡する事故がありました。また、同県裾野市の民営の保育園で逆さづりにするなどの虐待事件が起きました。富山市の民営のこども園でも、物置に子供を閉じ込めるなどの暴行を加えた事件が起こっています。子供を守る施設で悲しい事件が起こっています。

まず初めに、勤続年数についての質問を行います。

事前に当局にはお渡ししましたが、2015年に厚労省が、認定こども園を含む幼稚園、保育所の経営実態調査結果を発表しています。それによると、民間と公立の勤務年数と給与の比較が公表されています。

保育所においては、通常の保育士、主任保育士で、公立、私立を比較すると、保育所では、平均勤続年数が公立11.8年、私立8.5年です。公立のほうが約1.4倍長く勤務しています。給与においても、月の給与で見ると公立28万7,431円、私立25万5,415円で、3万円以上の差があり、年間にボーナスも入れると約50万円の差があります。主任保育士では、平均勤続年数では公立が28.2年、私立が21.1年です。公立のほうが1.34倍長く勤務しています。公立のほうが給与においても公立49万6,623円、私立38万3,029円で、11万円以上の給与差があります。臨時の保育士でも、勤務年数、給与とも公立が少しよい状況です。

幼稚園においては、勤務年数で見ると、教諭の常勤では公立が私立の約2倍長く勤めています。勤務年数に大幅な差があります。3つの教諭の月の給与は、常勤であれば13万から14万差があります。

給与を含む労働条件から、民営では、保育士、教諭がよりよい条件の職場に替わっていくと言われています。厚労省の統計が示すように、町営こども園ではなく民営こども園になると、保育士、教諭の平均勤続年数が短くなりませんか。そのようなデメリットが起こるのではありませんか。答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

福祉課副課長、芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えいたします。

まず、公立だから民間だからという理由で、一概に勤続年数は異なることはないと考え

えます。公立でも勤務年数の短い人もいます。そして、逆に民間でも勤務年数の長い人もいるかと思っています。また、組織としても、平均的な勤務年数についても、公立施設でも平均して短い施設もあるのではないかと思います。逆に、民間施設でも平均して長い施設もあるかと思っています。

そして、賃金、労働条件だけで勤務年数が左右されるということについても申し上げますが、もちろん賃金、労働条件について、仕事が続けられるかどうか、これ左右されることは多分にあるとは思いますが、しかし、その職場によっては、人間関係がいい職場であるとか、自分の考える保育理念と一致する施設だから働きたいとかいうこともあると思いますので、一律に賃金、労働条件だけで全ての理由には当たらないと考えます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は、そういうふうに言われていると言っただけであるんで、私が言いたいのは、この勤務年数に差が生まれるのではないかという質問をしておるんです。行政というのは、統計に基づいて進めるのが行政の仕事です。ある方の感覚で、こうだああだということ言うのは間違いなわけです。

ですから、国もこういう統計調査を出して、民間と公立の差を明らかにしているわけです。だから、そういう国の統計資料を信じないような答弁はおかしいんじゃないですか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えいたします。

2022年ですので、今から7年前の統計資料を出されたというところも我々としては戸惑っているところがありますが、本町の現実的なところを申し上げます。本町の町立保育所の状況について説明いたします。

まず、本町の保育士の勤務年数についてですけれども、令和3年度ベースがちょっと直近ということでお許しください。保育士資格を持つ正職員18人のうち、主任未満の常勤保育士の平均勤務年数については4.5年です。主任保育士では16.5年です。本町の町立保育所においては、公立の全国平均のみならず私立の全国平均と比較しても短いというのが、これが現実です。

あと、本町の保育士の給与水準についてご説明いたします。給与水準については、年収ベースにおける平均給与についても公立の全国平均よりも低く、私立の全国平均と比較すると月額約7,000円程度上回っている状況であります。年収等の情報については限られた職員数ということから、具体的な金額についてはちょっと差し控えさせていただきます。

本町の町立保育所の勤務年数と給与水準については、全国平均と比較した場合、総じて勤務年数は短く、給与も決して高い水準と言えるものではないということを申し上げます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

給与の問題については、福祉とか教育のところに国がベースアップを図るということで出たときに、町の保育士さんも上げるべきではないかという話をしに行ったら、民間よりも町のほうが給与がいいから上げないんだということで、会計年度さんは上がりましたが町の職員さんは上がっていませんよね。

だから、この辺で言うと、民間よりも町営のほうが給与がいいから、要するに上げなかったわけなんで、今、言われたことはそれには当てはまらないんじゃないかなと、給与問題については。だから、民間よりも公立のほうが、上富田町で言えば給料がいいから上げないという判断でしたわけですからね。だから、今のはおかしい答弁じゃないかなと、言います。

それと、勤続年数が4、5年と言われましたけれども、若い方が多いからたまたまそうになっているということだと思いませんか。これは、だから何年かたつと勤続年数が長くなるということで、前も、町の保育士さんのときに若い方が多いという答弁されていたと思うんです。うちの場合は年配の人が多くいんじゃないかと、若い層が多いんです。そうしたら、やっぱり平均年齢はそれは高くなりますよ。今の勤続年数、採用されてからまだ4年しか働いていなかったら、4年になるわけですからね。

だから、そういう問題ではなくて、やっぱり長い目で見たときに、統計的にやっぱり公立のほうが勤務年数が長いということなんです。だから、そういう受け止めをちゃんと、実態はそうかもしれないけれども、全体を見たときに果たしてそうなのかということを考えていただかないと、この国の数字はやっぱり客観的なことを表していると思うんです。だから、今後、民間になった場合は、やっぱり保育士さんが辞めていって確保が難しくなるということが起こり得ると思いますよ、国の統計からすれば。

今の現実、若い職員さんが多いだけであって、この職員さんは辞めずに多分長く勤務されると思うんです。だから、そうなるかと長くなってくるわけであって。その構成が今、そうになっているだけの問題だと思いますので、ちょっとそれだけは指摘しておきます。

言いますけれども、国の統計では、民営のほうがやはり勤続年数が短いということなんです。そうすると、民営の保育所では、今、この国の平均で保育士さん8.5年と出ましたけれども、8.5年ということは、民営の保育所に保育士さんが17名いたとすると毎年2人辞めていくということになるんです、これ。毎年2人、人を探さなくてはならないということになります。

今現在、保育士の求人倍率というのは、全職種の平均求人倍率は今1.23倍です。それに比べて保育士は1.98倍です。約2倍です。だから、2倍ということは、ちゃんと雇えない保育所が出てくるということを意味しているわけです。だから、民間の保育所では、私も田辺市の園長さんとかに聞くと、保育士が足りずに困っていると、保育士の確保が非常に難しいと言われています。

だから、勤務年数が短いということは、辞める方の回数が多くなるので、より募集を図らなければならないということで、今の保育士の不足からすれば非常に困難を抱えるということになりませんか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えします。ちょっと認識違いがあるかと思います。

保育士の方は、いわゆる資格のある方ですし、本当に引く手あまただと思います。ですから、公立にしる私立にしる、お辞めになってもまた次のところへ行けるよというところで、どうしてもお辞めになる方が多いのではないかと思います。

本町のこの過去3年間の保育士の退職者数というものの状況について説明いたします。

令和元年度からで言いましたら、正職員は1名、これは定年退職で辞められています。会計年度任用職員は6名辞められています、令和元年度で。令和2年度は正職員3名辞められています。うち2名は自己都合です。令和2年度、会計年度は8名退職されています。令和3年度は、正職員2名退職されています。2人とも自己都合です。会計年度任用職員は5名退職されております。

この正職員においては大体20人超規模の中の話、推移です。会計年度任用職員については五十五、六名程度の推移の中の話でございますので、これは、逆に言えば、皆さんそれぞれのご都合があってお辞めになるということはあるんですけれども、公務員の保育士ですけれども、お辞めになってもまた別のところで勤められる、それだけの資格

があるから。ですから、公立にしろ私立にしろ、逆に言えば、この辺の言葉で言うとおつ
ぶしがきくというやつですね。ですから、お辞めになる人が必然と出てくる、多いとい
うふうに思いますので、私立は高いという統計的なデータについて決して否定するつも
りはありませんけれども、公立においても高いということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

会計年度さんは労働条件があまりよくない。給与がよくないですね。200万円か
ら300万円の間だと。最高でも300万円ですね。ですから、新たなよい条件のと
ころを探すということは当然起こると思います。

正職員さんがどうして辞めたのかは分かりませんが、やっぱり高齢になってくると、
私も子供たちの中で教育に関わってきましたけれども、やっぱり体力的な負担が、特に
支援学校であつたり保育士さんというのは、子供をさげたりしますから、体がかなり痛
んでくると。その中で、もうこの辺で辞めようかと。それで、フルで働かずに短い時間
で働こうと、そういうことは起こってくるから、高齢の方が辞めていくということも起
こると思うんですけれども。

だけど、あまり若い方が、いろんな理由があつて辞める方もおられますけれども、や
っぱり公立であれば入って一定期間頑張るとというのが今の状況だと思うんで、やはり
公立にはそういう条件面での安定さがあつて長く勤めているというのが、国のこの統計
だと思うんです。この国の統計は、若い保育所もあれば、若い保育士さんもあれば、高
い保育士ばかりの保育所もあると思うんです。いろんなところが交ざって統計的に取っ
ておるんで一番客観的なわけです。

だから、そういうことに基づいて考えると、そういう民間になった場合は、採用を繰
り返さなければならないというデメリットが起こるということだと思いますけれども、
そうではありませんか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えいたします。

国が作った統計だから絶対うそはないとは思いますが、もちろん。

（「うそはないですよ」と吉本議員呼ぶ）

○福祉課副課長（芝 健治）

うそはないと思います。

ただ、あくまで統計というものは統計で、私たちとしては、客観的なデータとして今回頂きましたけれども、今、町立保育所の実態を申し上げましたけれども、これ事実でございまして、保育士に限らず事務方のほうでも、今、若い公務員で、もう次の新しいキャリアを求めてということで割と辞められるというところがあります。ほかの市役所でも、町村役場でもありますので。割と今の日本人、特に若い人たちは終身雇用にこだわっていないというところがあります。公務員になったからという安定志向がある人はおりますけれども、そういうところもありますので、一概にそういうことはないというふうに考えています。

ただ、議員のおっしゃったそのデータ、それについてはもちろん否定しているわけではないということで、その点についてはご理解いただければと思います。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、芝副課長が話されますように、吉本議員はこの統計の部分だけを見て言っておられると思うんですけれども、実際、公立であって、上富田町内の現状の説明もさせてもらっているんで、町内では、全体的に見れば、公立も私立も早く辞めるというようなことも同じだと思っているということを説明させてもらっているんで、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

町内の民間保育所の勤続年数とか調べられておるんですか。今の答弁だと、変わらないというような形のことを言われていると思うんですけれども。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

特に町内の民間施設については、我々は調べておりません。特に調べる必要性がありませんので。今、私、申し上げたのは町内の公立保育所、はるかぜ、なのはな保育所の話です。

あと、公務員の事務方の話は、上富田町役場に限らず周辺の市町を見ても、事務方の人も割と早く辞められる方とかありますよという、ちょっと参考までに申し上げたのみです。よろしく願いいたします。

○ 9 番（吉本和広）

さっきから何回も言わせてもらいますけれども、いろんな年齢構成があるんで、今、上富田町がたまたま若い保母さんなので、そうになっているだけであって、これはいろんな施設の平均的なところを見ると、民間はやっぱり勤続年数が短いということが明らかなんですから、その辺はちゃんと考えて、民営化のことを考える際には十分考慮して考えないといけないと、私は思います。

次に、ちょっと次の質問にいかせてもらいます。

民営になっても運営費が増えるわけではありません。運営費の中から民間は利益を出さなければなりません。人件費以外の光熱費や水道費は、民間であろうが公営であろうが変わりません。ですから、利益を上げるために削るのは人件費です。先ほど述べたように、民間は給与を公立より安くすることで費用を浮かせる。また、保育士の配置を、国の基準以上あまり入れないなどして利益を出すことになります。

12月10日、NHKのニュース7で、裾野市の民営保育園で1歳児を逆さづりにするなど、虐待事件に関する報道がされていました。NHKに投稿した元園長は、「表に表れているのは氷山の一角で、不適切な指導を行っている園はもっと多い。私の保育所でも虐待に近い行為が行われていた。人員が不足して業務が過多になっているし、そもそも人員が不足している。クラスの保育運営や園全体の保育運営がうまく回らないことのいらいらや、ストレスの矛先が子供に向いてしまうとかがあるのではないかと思います」と述べています。

不適切な保育がどれくらいあるのか。2019年、厚労省の調査では1,063自治体中96自治体で347件の不適切な指導が行われていたと報告しています。NHKのサイトに寄せられた保育士の声も紹介していました。その保育士は、次のように述べています。「3歳児20人近くを1人で担任した経験があります。本当につらかった。やんちゃな子、マイペースな子、手がかかる子、個人差がある20人を1人でどう見ればいいのか。もちろん虐待は絶対駄目です。ただ、全く気持ちが分からないわけでもない」。専門家は、「国基準で3歳20人を保育士1人で見るとではなく、保育士2名ないし3名で見るとゆとりがある体制が保障されていない。今回の虐待事件も特異な事故とは簡単には言えない。ほかでも起こり得る可能性はある」と述べています。

上富田町の町営のなのはな保育所の職員の配置状況を見ると、国の基準以上の配置をして子供の安全と保育内容の充実を図っています。保育士に補助員を加えて、職員数を見ると、ゼロ歳児、現在、なのはな保育所では子供4人に対して保育士2人、2対1です。国の基準は3人に対して保育士1人、子供4人なので2名の保育士です。しかし、町は以前、0歳児が6名いるときには、保育士2名に補助員1名を加配して2対1保育、

だから1.5倍にしていました。

1歳児を見ると、国の基準は子供6人に対して保育士1人、子供が、なのはなには1歳児が24人なので、保育士は4名というのが国の基準ですが、町は補助員2名を加配して1.5倍にしている体制を取っています。

2歳児は、6名に1人の国の基準どおりです。加配はありません。

3歳児については、国の基準が子供20人に対して保育士1人ですので、子供42人いるので、保育士は国基準では3名です。しかし、ここに1名の保育士を加配して、21人21人にクラスを分けて保育士を2名ずつ配置しています。これでは保育士1人当たり10.5人ということで、国の半数ということで、よい条件というふうになっています。

4歳児を見ると、4歳児以上は、国の基準は子供30人に対して保育士1人ですので、子供は43人なので、保育士は、基準は2名の配置です。しかし、町は補助員2名を加配して2倍の職員体制を取っています。

5歳児についても、国の基準が子供30人に保育士1人に対して、子供が36人しかいませんが、それに対して国の基準では2名の保育士になりますが、町は補助員2名を加配して2倍の職員体制を取っています。

町の配置を補助員で見えてみると、1歳児では国の1.5倍の配置です。3歳児は、子供20人に対して国基準は保育士1人ですが、子供10.5人に1名になっています。国基準の約倍の職員配置です。先ほど言いました4歳児についても倍の配置をしています。

上富田町の3歳から5歳児までで見ると、子供9名から11名に職員1名になっていて、国の子供20人から30人に1名の基準に比べて、2倍から3倍条件がよくなっています。現在、町営なのはな保育所では、国の基準以上に、補助員も含めてですが加配が8名入っています。専門家が指摘するように、上富田町は、一定、国基準よりも余裕がある職員の配置をしているということです。非常によいことだと私は思います。

しかし、加配が少なくなると、子供たちは保育士や教諭に関わってもらえる機会が少なくなります。また、保育士や教諭はスーパーマンではありませんから、加配がないということは、保育士や教諭に過重な負担がかかり、多忙となります。自分が思う保育や教育ができず、ストレスが多くなる。そうすると、専門家がどこでも虐待は起こり得る可能性があるという指摘する状況になります。加えて賃金が低いため、より条件のよい保育所を求めて辞めていくということになり、保育士の確保が難しくなります。私も支援学校の教員でしたが、人が1人多くいるといわないで、実勢は大きく変わってきます。

保育や教育ではマンパワーが最も重要です。職員数は子供たちの発達に大きく影響し

ます。民営になると、保育士や教諭が町営どおり確保できるのですか。保護者アンケートでも、保育士の確保ができるのか質問されています。

前回の答弁では、国の基準どおりに保育士を充足されたら、なかなかそれ以上は踏み込んで言えないというのが原理原則でありますけれども、今後、今の町立なのはな保育所が仮に民間になったとしまして、当然その申し送りというのはいたします。町が要望するとおりの配置については、協定書では書けるようなものではないと答えています。民営の事業者には求めるが、法に基づいて相手が決めることなので、町が行ってきた定数にしてもらえる保障はないということではありませんか。町営と同じ加配が必ずできるのか。必ずできるとは言えないのか、簡潔にお答えください。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えいたします。

年度によって、各年齢児の子供の人数やおのおの子供の個性が異なることもあり、その年度によって必要となる保育士の数は変動するものと考えられます。したがって、現在なのはな保育所の保育士の数を新たな民間こども園においても同水準とすることについては、現時点ではお答えのしようがないということで、ご理解いただきたいと思います。

なお、町立保育所の運営においても、現在の配置人数が保障されているわけではないということも、ご理解をお願いしたいと思います。

新しい運営法人が責任を持って認定こども園を運営し、上富田町は管理、監督を行う責任がありますので、質の低下を招くことのないよう指導、監督を行います。また、公私連携制度により、町が職員配置や保育内容などの運営に関与し、運営法人との間での情報共有や運営状況の把握に努めてまいります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

町営と同じ加配が、必ずできるのかできないかということで答えていただきたいということなんで、答弁を再度お願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

まだ民営法人が決定していない状況で、できるかできないかという答弁はできません。
それだけ理解してください。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○９番（吉本和広）

できるかできないか答弁できないということは、できないことがあるということです。
できると言わないんだから。

（「できることもあるんですよ」と奥田町長呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

必ずということやろ、町長。必ずできるということはまだ分からないと。

○町長（奥田 誠）

分からない。

（「そうでしょ、だからそれを聞いているんですよ」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

そういうことだよ。それだけちゃんと言っておかないと。

○町長（奥田 誠）

民営法人が決まっていなくて、必ずできるということは言えないということ。

○議長（大石哲雄）

それはそうです。

吉本君。

○９番（吉本和広）

必ずできるとは言えないということですよね。今の答弁は。そのとおりです。できないと思います。

○議長（大石哲雄）

決まっていなくてやから。

○９番（吉本和広）

決まっていなくて、相手によってできないことが起こり得るということですよ。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

その事業所によってできる可能性もあります。今のところは事業所が決まっていなくて

ので、できるかできないかは分からないというところです。

以上、ご理解をお願いします。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 29 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

（「国の基準以上入れるのは当たり前のことなんです。国の基準以上入れなかったら、保育所、認められませんからね」と吉本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

町長、答弁します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

国の基準の部分、民営になるときでも、選定するときでも、それはきちんと説明もいたしますし、その部分について、あとプラスアルファ、今の会計年度任用職員さんのほうも引き続き雇用してあげてほしいということも、説明会のところでもまた話を持っていくようにしますので、その部分については、今の現状では、事業主さんが決まっていない状況で、できるかできないかという判断は答弁はできませんということなんで、事業所によってはできる可能性もあるということも理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

可能性はあるというだけなんですね、要するに。今の保育所のように、上富田町の保育所を見ると、大体3歳から5歳で、保母さんが安全だということで9名から10名程度を見られる体制を国以上につくっておる。でも、それが、可能なところはあると言っているけれども、可能ということは、ないところもあるということですのでね。

それで、公募条件の案について、私たちには説明はしていただけていないんですけれ

ども、厚生で説明した資料を見ると、公募条件案、要するに相手が、公募するに当たってこの条件を満たしていなかったら駄目ですよのところには、保育指針に定める配置基準以上をすることとしかありません。これでは、国の基準でもよいということですよ、要するに。以上ということは、要するに3以上は3は入りますから、国の基準どおりでもいいということです。

だから、そこが募集してくるということです。そしたら、ほかに話し合っ、なかったらそこに決まってしまうということもあり得るわけですから、条件を満たすということになるわけですから、これが必ず今の上富田町のような人員配置で行われるという保障はないということです。保障があるかないかと、さっきも言いました。必ずなるかというたら、必ずなるとは言えないということです。それでよろしいですね。必ずなると言えますか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えします。

今の公立保育所なのはなでも、2歳児においては補助加配はありません。2歳児においてもありません。これはその時々年齢とかそのクラスによって様々なお子様もいらっしゃいます。その状況を見ながら臨機応変に対応するというのが、これは公立保育所でも行われております。元気な子がいっぱいおるなというんだったら、ちょっと補助をつけようとかいうものになってきますので、一概に、やはり人を相手にしている仕事ですから、なかなか1足す1は2になると、そういうふうな論理ではないということで、何とぞご理解をいただきたいと思います。

ですから、必ず何が何でもということにはならないというのは、当たり前の話だと思います。公立の保育所においても、今、2歳児は補助加配はつけておりませんので、何とぞその点についてご理解をお願いします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は、これを評価しているんです。今のなのはな保育所のところを。これは、やっぱり保育士さんが考えて、安全にするためには最低限のところはここやというところで、1歳児のほうがやっぱり大変だから、1人、1.5倍にしよう。ただし2歳児については、ちょっと辛抱してもらおう。ただし3歳以上については、この人数があまりにも多

いということで、町は町の予算としてそれを加味して出せるわけです。後で言いますけれども、町はできるわけです。一般予算を増やせばいいわけですから。後でまた述べますけれども。民間は、それはできません。運営費でやらなければならないから。町営は、子供の実態に応じて入れられるということなので、それちょっと後でまたいきます。

次に、質問します。

朝来小学校区に住む障害があり支援が必要な子供の保護者が、将来朝来小学校で過ごすことになる子供と同じこども園で過ごさせたいと考え、民営こども園を希望すれば、民営こども園は保護者の希望どおり契約するのですか。

令和2年度の地方交付税の保育経費の障害児保育分は、町営の場合、約8名障害児分がありまして、約200万円町に入ってきています。だから、簡単に2つの施設で割ると100万円です。しかし、担当課に、民営こども園になった場合、運営法人に障害児保育分が幾ら入るか、令和2年度で計算していただきました。計算上では、運営法人には、障害のある子供の人数に関係なく、1施設当たり年間約30万円しか給付されないと回答いただきました。民営こども園には、障害保育分が約30万しか入ってこないわけです。これで障害児の加配対応ができるでしょうか。

障害があり、支援が必要で、マンツーマンでつく必要のある子供が増えると、現在もなのはな保育所でマンツーマンで加配が1人入っていますね、町営では。増えると加配のための経費が増える。しかし、民営であるため、障害児加算が約30万円しかないため、運営が大変になるため契約しない。別の町立のはるかぜ保育園に行ってくださいということになりませんか。

町営であれば、子供の状況により安全を確保するために予算を増やして対応できます。民営では、限られた運営費で経営するためにマンツーマンでつく対応ができないため、契約しないのではありませんか。答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えいたします。

この公募条件案に障害児を受け入れるようにという記載はしております。読み上げますが、「障害等により配慮が必要な児童の受入れについては、加配保育士を配置すること等により積極的に受け入れること。また、実施に際しては、発達支援等が必要な子供が集団の中で生活することを通して全体的な発達を促し、適切な環境の下で他の児童との生活を通して、共に成長できるよう配慮すること」という条件を付しております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9 番（吉本和広）

私もそこ読みました。積極的に受け入れることです。必ず受け入れると言っていない。

だから、うちは積極的に受け入れたいけれども、これだけ障害のある子が来ると加配を増やさなければならぬ。でも、運営費では増やせないということが起こるわけです。だから、積極的には受け入れたいけれども、受け入れたい気持ちはありますよ。でも運営費、お金上、給与を払わなあきませんから、そのために受け入れられないという理由は成り立つではありませんか、これでは。積極的に受け入れたいけれども、そんな職員配置するお金はありませんのでいったら、だから受け入れられないということ起こりませんか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えします。

障害児加配をしてもらえるような仕組みの研究ということは、やはり今後もしていかなければならないかなと思っています。運営法人に対して障害児加配を受け入れていけるように、何らかのインセンティブな働き、インセンティブが働くような仕組みというのは、やはりこれは考えなければならぬのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9 番（吉本和広）

ちょっとインセンティブじゃなくて日本語でちょっと。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

近隣市町等を見ましたら、障害児加配をしているところに対して、町単で補助金を出しているというところもあるみたいです。そういったところを、また研究していきます。そして、予算の範囲内であればできるかも分かりませんし、できないかも分かりませんし、これは今後研究させていただく、検討じゃなくて研究させていただくということでご理解ください。

以上です。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、芝副課長が言いましたように、全体的に田辺市とか近隣のすさみ町、みなべ町、そして職員が研修に行っている施設等のこの加配に対しての補助的な部分のところも、私のほうから一度研究せよということでは言っていますので、その部分があれば、今後、三者協議会がありますので、三者協議会の中で、保護者のほうからもそうですし、事業主さんのほうからもそうですし、加配についてこういう形でいろんな補助できないかということを、町に絶対出てくると思います。

そのときは、三者協議会の中できちんと協議して、補助金を出すのであれば補助金を出す方向、その部分についてはまた今後、議会のほうにも予算計上をさせていただくこととなりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9 番（吉本和広）

そういう補助がちゃんと決まらなければ、子供たちは本当にそこへ行くことができないということが起こると思うんで、その辺きちんと、私も障害児学校で働いてきましたけれども、障害のある子供たちというのは本当に健常者よりも負担が多い部分があります。その辺を配慮した行政が行われないと、やっぱり片手落ちだと思いますので、その辺しっかり、本当は募集要項を作る前にその辺を考えていただきたいと、募集要項の中にきちんと盛り込むということがやっぱり必要じゃないかなと思うんですけれども、その辺も、今後検討していただきたいと思います。

次に移ります。

町と法人が協定書を締結することにより連携し、職員の配置や保育内容などの運営に関与し、適切に運営されるよう法人を協力、指導します。また、民営法人、保護者、町での三者協議会は、運営方法等について保護者の声を真摯に受け止め、対応していくとあります。なのはな保育所が民営になり、定数が町より少なくなった場合、保護者から、町営はるかぜ保育所は職員定数の加配があるが、民営こども園は加配が少ないという批判の声が出ます。保護者が三者協議会で差があることへの意見を上げて、運営法人が運営経費上や保育士の確保が難しいという理由で加配が入れられないとなることが予想されます。三者協議会によって、逆に加配の少ない民営こども園に町営はるかぜ保育所の定数を合わせることでないでしょうか。

例えば、今のなのはな保育所の1歳児のペンギン組では、子供12人に対して保育士2名に加配補助員1名が配置されていますが、民営こども園になり、この補助員1が加配がつかないとなると、町営のはるかぜ保育所も加配をつけないとなりませんか。民営の職員基準が町営のはるかぜ保育所の職員基準になっていくという、逆の影響を及ぼすのではありませんか。答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えいたします。

今おっしゃった、逆に作用が働くということはないと思います。

まず、三者協議会というものは、仮称なのはなこども園内に設置されるものでございます。民間こども園の保育教諭の設置基準が町立のはるかぜ保育所の保育士設置基準に影響を及ぼすことはない。それは、三者協議会があるからです。

民営化された、この仮称なのはなこども園の保護者代表者、なのはなの保護者代表者です、そして上富田町、運営法人から組織する3者による協議会を設置し、保護者との連携、協力関係を築くとともに、運営方法等について保護者の声を真摯に受け止め、対応していくことを目的としているものでございます。

3者のうち、いずれか一者から、例えば保育内容とか行事とか、保護者からの提案や要請があれば協議会を開催して、重要事項はこの協議会で検討し、3者が一体となって保育、教育の向上に努めるというものでございます。

よって、これは町立のはるかぜ保育所とは全く無関係の協議会ということになりますので、何とぞご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

全く別だということになると、民営のこども園は職員の配置基準が少ない。はるかぜ保育所は多いという格差が生まれませんか。同じ町内で。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

職員の配置については、まだ事業主が決まっていなくて、どこまでいけるかというところは、格差があるないということは、今の中では答弁はできません。その辺は、先ほど言いますように、三者協議会の中できちんとそういうところを協議しながらやって

いく方向を持っています。

それと、はるかぜ保育所のほうは、それに合わせるということは考えてはおりません。
以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

考えていないというのはいいんですけれども、はるかぜさんはちゃんと今までどおりの配置をしていきますよと。今までの町の考えで、実態に合って、子供たちの状況に合わせて無理のない保育体制をつくっていくというのはいいと思うんです。ただ、片一方がそうならなかったら、格差が生まれてしまうわけです、保育所に。だから、私はそこが大きな問題になってくるんじゃないかと思うんです。

これが、現在のように、町営では両保育所の加配が同じ条件で行われています。町立のこども園にしたら、はるかぜ保育所と格差を生まない運営ができます。両方とも町立ですから。しかし、民営のこども園が町営のなのはな保育所と同じ加配ができるかどうか保障されなければ、町営のはるかぜ保育所と民営のこども園の保育環境に差が出てしまいませんか。先ほどから補助を必ず入れるとは保障できないと言っているわけですから、それ、差ができるんじゃないでしょうか。簡潔に答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

基本的に町民の方なので、いわゆる差が出ないようにするために三者協議会の中に行政が入っているわけです。だから、はるかぜ保育所のほうで、そのような形で網羅しているような職員体制が絶対必要だという話になるのであれば、今度、行政のほうから三者協議会を開いていただいてこの体制をつくれませんかと相談できます。その中で、その部分でどうしても必要経費として経費が足りないというようになれば、それはもう当然、行政として見なきゃならない部分があるのであれば、それを補助する方法も検討する必要があると思います。

最初から格差が出ることを前提に僕らは行政やっているわけじゃないんで、あくまでも、家族さんが子供をどちらに預けるかは家族さんが選べるように、うちは幾つかのパターンを設けようとしているわけです。その中で、同じ子供さんがどちらに行っても極端な格差は出ないように運営する、それは当然行政の仕事です。だから、その中で、三者協議会の中に行政がそこにも入っているわけですから。入った中で保護者の意見も聞き、また、今の上富田町で運営している町営の保育所の状況も把握した上で、格差が生

じるというようになれば、それを補完するような方法を考えていく。当然する必要がある。それはもう行政の仕事です。

だから、その観点から僕らは取り組もうと思っていますので、格差が生じることを前提に質問されても、それはちょっとお答えできません。格差が生じないように僕らは努力するわけですから。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

格差が出ない運営になるようにするというのがなかったら駄目なわけでしょう。だから、それについて、保護者に対して、先ほどからあったような障害児に対して、私も全員協議会で質問しましたがけれども、ちゃんと答えてくれませんでしたよね。姿勢はあるのかと聞いたけれども、それも答えてくれませんでした。

ただ、今の答弁がちょっと変わって、その分については町がお金を出すことも検討するよということにちょっと変わってきたと思うんですけれども。それで、今回の答弁では、要するに配置が不十分であったら、町がその分、経済的な補填をするということも検討すると今、言われましたよね。どうぞ。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○副町長（山本敏章）

基本的に、先ほど僕、言いますように、とにかく町民の方を対象にして子供を預かるわけですから、極端な差はつけませんよという話です。だから、必要で、どうしても行政が本来持たなければならない部分があるのであれば、それは負担する必要は絶対あるでしょう。

だけど、それは入ってくる子供の状況によって、加配をつける必要があるのかないのかも判断しなきゃならないと思っています。それは当然、先ほど、町営の保育所であっても加配のつけていない2歳児のところもありますので、それはそのときの運営運営によって異なってくる部分があるかと思いますので、その状況判断はそのときに的確に判断しますと、そういうことだけしか今の段階でお答えできません。

その中で、民営のほうでこの運営費の中では無理だという判断になって、当然行政も中に入っています、その三者協議会の中でそれが無理だという話になるのであれば、それはそれなりの対応をする必要が行政としては当然あると思っています。そういうお答えしか今の段階でできませんということなんです。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

私が言いたいのは、今の保育所に格差が生まれない、それを民営ができない場合には町が必ず保障するのかということです、要するに。保障されるのかと。格差が出ないのかと。だから、それがどうしようもない部分だけというのであれば、これは格差が生まれると思います。

だから、やっぱり町営であっても民営であっても、職員の配置はほぼ変わらないということ担保していくという姿勢が町に明らかにあるんだったら、保護者の説明会でもそういうことをちゃんと説明すべきだと思うんです。そうじゃないと、保護者安心できません。今のだったら、やれる部分はやるよという、そういう答弁にしか聞こえません。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

例えば、今の状況から言うたら、業者さんが選定されて運営に当たって、どういう子供さんが入ってこられて、その中で保護者さんと業者さんと、それと行政が入って、この運営していくのに、今年はどういう運営の仕方がいいんかとか、当然、協議します。その中で、このクラスについては加配が必要ですね。じゃ、加配の部分については、やっぱり町のほうで負担していただかなければ無理ですよという話になるかどうか。それは状況によります。だから、今は想定しながら話をしても、必ず加配をつけますよ、こうなったらこうしますよということは言えませんので、その状況のために、第三者協議会の中で含んで話し合いをしながら進めていきますよということなんです。

そこだけのご理解していただかないと、民営化の方向に進むというかじを切って僕らは進んでいる。ただその中では、必ず同じ子供さんが不利益を被らないような形の中で運営していきたいと思っていますので、それで必要な部分で、どうしても民営さんのほうで無理だという話になるのであれば、それは土俵に上げていただくことは可能だと思っています。今はその程度しかお答えできません。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

民営化によって町営以下にならないということが保障されないと、やっぱり保護者はそれは賛同できないと思います。だから、やっぱりその観点から格差が出ない。そのために運営法人が、さっき言われたようにやれないのだったら、話し合いの中でちゃんと格差が生まれないように町が補填しますということを、町民、保護者に伝えないと、それ

はやっぱりどうなるのか非常に不安な状況でいるし、そういう説明って今までもされていないと思うんです。お金で補填しますよという話なんかは。だから、きちんとやっぱり保護者の疑問に答えて、町がそれに基づいてどういうことをやるかということを考えているということを、きちんと決めていただいて、ちゃんと報告していただきたいということを述べます。

ひとつ時間も少なくなりましたので、ちょっと何点か聞きます。

広報で、民営化にする理由に多様化する保育サービスやニーズに応えられるとありましたが、民営化でしかできない保育サービスとかニーズとは何なんですか。具体的に教えてください。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えいたします。

私ども、このたびの民営化こども園についての説明では、なのはな保育所の民営化こども園に関する方針案の概要資料の2ページに、上富田町の保育の課題として、多様化する保育ニーズへの対応とか保育士不足、待機児童問題、国の規制緩和方針、保育料の無償化の影響、施設整備の財源確保といった5つの課題を上げており、その中に、多様化する保育ニーズへの対応を上げています。

その多様化する保育ニーズへの対応には、0歳児、1歳児受入れの拡大、障害児保育、孤立世帯等への支援の必要性。今後は、医療的ケア児の需要の想定、幼児教育の需要増加、一時預かり、延長保育、土曜一日保育の需要といったことを上げております。

このことは課題として上げているものでありまして、民営化することでこれらの課題が全て解決すると、こういうことを言っているものではないということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

皆さんにお告げします。

発言残時間8分ですが、12時を今の状態では過ぎますので、終了までやります。よろしく願いしておきます。

吉本君。

○9番（吉本和広）

今の答弁を聞いていても、公営だから、町営だからできないということはありませんね、要するに。例えば、土曜一日保育であれば、この間も言いましたが、すさみ町や白

浜町は迅速に対応しています。保護者の要望に対して責任を持つ町の行政が、保育士を増やして土曜一日保育ができるようにしなかった。その責任を民営化にすり替えているにすぎません。町営でも、保育所がそのことを決めるということは予算を伴うものなので、できないと思います。ですから、行政が保護者のニーズを保育所と一緒に考えて予算をつけるということを迅速に行えば、公立でもいろんなニーズに応えられるんじゃないですか。どうですか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

公立なんですけれども、私ども自戒の念を込めて申し上げますけれども、2点ばかりの弱点があります。これは、公的機関はどうしても手続に時間や手間がかかるということです。例えば、壊れた遊具一つ直す場合でも予算化する。その後、入札もしくは随意契約でも見積り合わせ、そして契約、検査と、大変時間がかかり過ぎます。その点、民間は迅速に対応できる力を持っております。

2点目、公的機関は臨機応変な対応が苦手なところがあります。その多様化するニーズに機動的かつ臨機応変に対応できる力は欠けております。これ自戒の念を込めて申し上げますが、保護者から何かこのようにしてほしいとか、現場の保育士さんからこのようにしたいんだとか様々なニーズが上がりましても、すぐに動きたくても動けず、対応しても前例踏襲的な無難な対応をしてしまうというところがあるものと考えております。以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

1年もあれば、そんなことは行政でも解決されるんじゃないですか。土曜保育をするかどうかの検討を1年もかけてすれば、それは何年にかかる問題ではないと思います。行政であったとしても。

ですから、やっぱりこれは行政が果たしてこなかったという責任なんですよ。土曜保育にしても、ニーズがあるのに何年もほっている。やろうと思ったら1年かければできます。だから、そういう町の行政の責任を民営にすり替えるのは大きな間違いです。それをちょっと指摘しておきます。

やっぱり行政には保育に関する責任があると思うんです。ですから、やっぱり迅速に、今、上富田は子供も増えていますし、若い働いている方たくさんいます。そういうニーズに、1年もあれば検討はできると思うし、そういうことをやっぱり責任を持ってやっ

ていただきたいと。それを民営にすり替えていただきたくないということを言っておきます。

時間になりましたので、最後に、先ほどから述べたように、私は、民間の事業者は利益を上げるために人件費を削減する。保育士、教諭の給与が公立より安くなり、国が示すように平均勤続年数が公立よりも短くなり、保育士の入れ替わりが多くなり、保育士の確保が難しくなる。子供たちにとってよくないことです。人件費削減のため、保育士、教諭、補助員などの定数が、町営なのはな保育所と同じように国の基準以上に入れられる保障がないこと、加えて、障害児への補助員の加配の保障がなく、障害児の入所契約がなされない可能性もある。

それと比べて、町営であれば、国の調査に見られるように、保育士、教諭の勤続年数も長く、入れ替わりが少ない。現町営なのはな保育所と同じように、保育士、教諭、加配補助員も配置できる。障害を持つ子供たちの状況も含めて、子供の状況に合わせた町の予算でよりよい環境が用意できる。また、2つの保育所に格差が出ない。

以上のことから、町営なのはな保育所は、民営ではなく町営こども園とすべきであることを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

答弁要りませんな。

○9番（吉本和広）

要りません。求めています。

○議長（大石哲雄）

それでは、これで吉本君の質問を終了します。

13時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時27分

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

2番、栗田八郎君。

栗田君の質問は一問一答方式であります。

大規模災害発生時の対応についての質問を許可いたします。

○2番（栗田八郎）

皆さん、こんにちは。栗田八郎です。

まず初めに、9月の定例会の一般質問で提案させていただいた土のう袋を作成する上での補助具について、早速、試験導入したという報告をいただきました。誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私からの一般質問ですが、私自身の公約にもあります命を守るまちづくり、関連した一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

近年、大型台風、線状降水帯による猛烈な雨、局地的豪雨、ゲリラ豪雨による大水害などが多発しておりますが、当地方では、やはり南海トラフ地震がいつ起こるか分からない大規模な地震への不安が大きいと考えます。発生した場合には、自衛隊、消防署、警察署、自治体などの公的機関だけでは対応し切れませんし、その際に初動対応できるのは、地域に密着しております町内会、自主防災会、消防団といった地域の組織になると思いますので、こういった組織の強化、自主防災力の強化は、上富田町にとっては最大の課題ではなかろうかと考えます。

そこで、当局にお伺いいたします。

例えば、南海トラフ地震が発生した場合、被害状況にもよりますが、家屋被害を受けるなど住居ができなくなった住民は、指定緊急避難場所等に避難されることが予想されます。発生時から3日間の食事や防寒対策などは、基本自助、他人の力を借りることなく自分の力で切り抜ける準備が必要という認識ではありますが、やはりそういった準備ができず、また、準備はしていたものの持ち出すことができなかった方なども当然出てきます。住民は被災後、自宅に対応できる方や指定緊急避難場所に避難した方など様々な状況が想定される中、地域の住民同士が協力をして命をつないでいかななくてはなりません。

そこで、被災者に対する対応として、自宅で過ごされている被災者や指定緊急避難場所へ避難されている被災者等に対し、現在、上富田町が想定し確保している備蓄の内容や、今現在、設置している備蓄倉庫の設置状況についてどうなっているのか、また、設置している備蓄倉庫の大きさ等をお答えください。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

まず、指定緊急避難場所とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所のことで、町内におきましては、風水害時において39か所、地震のときには29か所、指定されてございます。このうち、朝来コミュニティセンターとあつそ児童館横の防災公園には備蓄倉庫がございます。このほか、町内には備蓄倉庫が3か所ございまして、第2丹田台の備蓄倉庫、朝来の六中地区の備蓄倉庫、朝来の中心地区の備蓄倉庫の3か所でございます。

これらの備蓄倉庫はアルミ製の倉庫で、大きさは幅3.95メートル、奥行き2.35メートル、高さ2.35メートル、床面積が9.28平方メートルで、大体6畳より一回り大きい程度の大きさになります。倉庫の中には、災害用資機材やブルーシート、毛布、水等を保管してございます。このほかにも、災害物資は朝来小学校の体育館横のプレハブ倉庫、上富田分署裏の中央コミュニティ防災センター、それから役場にも幾つか保管はしてございます。

なお、上富田町の地域防災計画におきましては、住民ご自身の備蓄については、水と食料などにつきましては7日間を推奨してございます。ハザードマップにも記載し、周知を図っておるところでございます。それでももちろん、それを持って逃げられない、用意ができなかった、あるいはそれを持って逃げられなかった方はいらっしゃると思いますので、避難所の開設時にはある程度の物資は持っていくすけれども、更に必要になったら、防災備蓄倉庫からの物資を運んで対応することと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

今の回答を聞いていますと、備蓄倉庫が朝来地区に集中していると思われませんが、ほかの地区には配備不足だと思います。なぜでしょうか、お答えください。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

現在、その備蓄倉庫と申しますと、先ほど申し上げた5つほど町としては持っているわけですが、たまたま朝来地区に固まっていることは事実でございます。こちら事情で申しますと、朝来の財産区から補助をいただいているということがその原因の一つになります。

地域防災計画におきましては、避難所に食料、飲料水等の備蓄を、避難所そのものに

備蓄を推進することとはなっておりますけれども、現在の避難所のすぐそばに備蓄倉庫を建てるというのが一番よろしいわけですが、用地の問題、あと、幾つかの避難所では、実は浸水想定区域内のところもありますので、そこに防災備蓄を置くことについてはいかがなものかということも考えてございますので、現実的には防災備蓄倉庫の設置には至っておらない状況でございます。

今後、もちろん朝来地区以外の地域におきましても、そういう状況が整いましたところでは、場合によりましては財産区の方々にもご協力をお願いするなどいたしまして、防災備蓄倉庫の設置について検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

備蓄倉庫が配備されていない地区にも、この先、必ず備蓄倉庫を配備しなければなりません。備蓄倉庫の配備の検討を早急によりしくお願いいたします。

次の質問にいきます。

9月29日、総務文教常任委員会にて、委員と町長、議会事務局長とで、福岡県の宗像市に地域コミュニティ活動を視察してまいりました。とてもよいところでした。訪れた宗像市にある吉武地区のコミュニティセンターにて、コミュニティ活動等の質問をさせていただき、子育て支援の取組やコミュニティ運営協議会で話し合い、運営をしているということをお伺いいたしました。驚くことに、吉武地区では自主防災組織率が100%です。そして、防犯組織率も100%です。我が上富田町も自主防災、防犯組織が最大の課題であります。

また、吉武地区のコミュニティセンターを見学させてもらっていると、建物に隣接している大きな備蓄倉庫がありました。説明を聞くと、その中には、エアマットや毛布、飲料水、食料と発電機も備蓄倉庫に置かれているとのことでした。

そこで、当局にお伺いいたします。

やはり災害時には停電になるということが必ず想定されると思います。発電機の設置状況について教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

発電機につきましては、現在、役場には大型の発電機が5台と小型の発電機を9台保

管してございます。停電になった場合には、それぞれ必要な避難所に運ぶ形での運用を考えております。

また、発電機以外にも、朝来小学校につきましては体育館の横に発電機が設置されております。また、上富田文化会館と市ノ瀬小学校につきましては太陽光パネルがございまして、そこで電力が活用できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

分かりました。ありがとうございます。

発電機があるのとないのでは、もう全然違います。例えば、スマートフォンを使って家族間の連絡や安否確認、情報収集に活用でき、それから暑さ寒さ対策ができます。二次的被害も回避することができます、発電機があることで。あと、照明がない状況下では、日が暮れてからの行動は制限されます。防犯の観点からも精神的な不安も大きくなり、発電機は重要な役割を担います。各避難場所に発電機の設置をよろしく願いいたします。

そしたら、次、ボランティアの受入れ体制についてです。

○議長（大石哲雄）

発電機の設置についての要望でよろしいか。答弁要りますか。

○2番（栗田八郎）

はい、もう意見で。

○議長（大石哲雄）

各避難所への、要らないか。答弁要りますか。答弁。

○2番（栗田八郎）

答弁、結構です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

○2番（栗田八郎）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、次、いってください。

○2番（栗田八郎）

次、ボランティアの受入れ体制についてです。

お伺いします。

先ほども触れましたが、超大型台風や線状降水帯、局地的豪雨、ゲリラ豪雨による大水害、それに伴い、床上床下浸水や南海トラフ地震による大規模な地震での建物の倒壊は、公的機関だけでは対応できません。そんなとき、テレビでも放送されていましたが、全国より様々な方々がボランティア活動に駆けつけてくれる光景を見ます。これは災害発生直後ではなく、何日かたってからの対応になると思いますが、災害の復旧復興に際しては、災害ボランティアの協力は非常に大きな力になります。災害発生直後の初動については地域に密着した組織での対応、その後はボランティアの皆様に助けをいただきながら、復旧復興に向かうということになります。

そこで、当局にお伺いいたします。

大規模災害時における災害ボランティアの受入れ体制、また、その力をいかに活用できるのかといった点につきまして、どのように考えているのかお答えください。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

災害時における災害ボランティアの受入れ体制につきましては、平成24年に町と上富田町社会福祉協議会とで、上富田町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定を締結しており、この協定に基づきまして、災害ボランティアセンターの設置を町の災害対策本部と社会福祉協議会とで協議して設置することとされております。

実務的には、災害ボランティアセンターの運営は、社会福祉協議会様のほうで主になって運営していただくこととなっております。

災害ボランティアセンターの運営の大きな流れといたしましては、まず、被災された方でボランティアの支援が必要な方のニーズを把握し、ボランティアの募集のため広報活動を実施します。その後、ボランティアに来られた方に対して、支援が必要な方の情報を提供し、スムーズにボランティア活動ができるよう采配をいたします。社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの運営についてマニュアルを作成し、また、実際の運営の訓練も実施されていると伺っています。

ただ、もう社会福祉協議会様との協定締結から10年が経過しております。この間、全国では大きな災害が出まして、災害ボランティアセンターの運営そのものもボランティアさんが担われるといった例も仄聞するところでございます。このような地域の先行事例等も参考にいたしまして、社会福祉協議会さんとも協議をいたしまして、現状の協定がより実践的な内容になるよう見直しを行いたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

将来、必ず来る大規模災害に対し、災害ボランティアセンターの運営体制や環境整備、運営訓練と、様々な準備等があると思いますが、社会福祉協議会と連携し、協力し、迅速な対応ができるようよろしくお願いいたします。

次、いきます。

最後に、さきの質問と重複する部分ではございますが、町長も福岡県宗像市吉武地区のコミュニティセンターの備蓄倉庫を見学、説明を受けておられると思います。

そこで、町長にお伺いいたします。

今後、避難所への備蓄倉庫、発電機の整備や必要性についてどのように考えているのか。また、備蓄倉庫の少ない地区について配備予定はあるのか、お答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

災害時に避難所においてスムーズに備蓄物資を活用するために、避難所に備蓄倉庫を設置し、発電機や備蓄物資を備えておくことは重要であると考えています。町としましては、優先的に開設する避難所である拠点避難所において備蓄倉庫の設置や発電機の整備を検討していきたいと考えております。

備蓄倉庫の設置については、水害時に浸水する場所であれば、かさ上げをして設置するなどの対応が必要となります。拠点避難所においても、生馬公民館や岡地区の農業改善センターについては、現在は浸水想定区域ではありませんが、県で令和5年中に生馬川や岡川などの浸水想定区域の指定がされると予定を聞いておりますので、指定後の浸水区域や浸水深を確認して検討する必要があると考えております。また、地域防災計画につきましても、浸水想定指定に伴い、備蓄倉庫設置についてより実践的な観点から見直しを行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

いつ何どき大規模災害が起きても迅速に対応できる上富田町、そして、私は、上富田町民の生命を守る、命を守るまちづくりを目指していきます。

これで、私からの一般質問を終了させていただきます。

○議長（大石哲雄）

これで、2番、栗田八郎君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時49分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

7番、家根谷美智子君。

家根谷君の質問は一問一答方式です。

まず、大型共同作業場の今後についての質問を許可いたします。

○7番（家根谷美智子）

よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからは大項目3つあるんですが、そのうちの一つ、1番から、大型共同作業場について質問に入りたいと思います。

同和対策事業からの成り立ちについて。

まず、大型共同作業場の質問をするため、どうして共同作業場が設置されたのか、そもそもの同和対策事業からの成り立ちについてお尋ねします。これは午前の一般質問で、松井議員も一部同様の質問でもありましたが、重複する部分もありますが、あえて発言させていただきます。

同和対策については、同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本法が示されました。同和対策事業特別措置法の制定では、同和対策長期計画の骨子が各省別に出されております。

その中でも、この大型共同作業場については厚生省担当になり、今は労働省と統合された現厚労省の前身ですが、当時の基本的な考え方の中の一つに、同和地区住民の経済向上対策の一環として共同作業場、特に大型共同作業場の整備を行うと記述されています。

当町におきまして、国の施策の下、取組を行ってきたと思いますが、この大型共同作業場設置の成り立ちをお聞きいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

大型共同作業場につきましては、議員おっしゃられるとおり、同和対策事業施策の一つでございます。

同和対策事業につきましては、昭和40年に国の同和対策審議会答申において、国の責務であり同時に国民的課題と位置づけた4年後、昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定され、その後、法の名称や内容は変わりながらとなりますが、一連の特別措置法に基づきいろいろな事業が実施されてきました。その後、平成14年3月に期限を迎え、33年間にわたる同和対策事業については特別措置法から一般対策に移行され、現在に至っております。

大型共同作業場につきましては、この特別措置法に基づき、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定を図り、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定に寄与することを目的とし、整備が進められてきた事業となります。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

私も、隣の田辺市に在住しているときなんですが、この大型作業場設置については地元協議でのやり取りやあらゆる問題にも近くで関わってきました。上富田町でもこれまでたくさん問題、課題もあったことでしょう。先人の方たちの取組、対策を行ってきた歴史の上に今の上富田町があるのだと思うと、感慨深いものがあります。

続いて、地域改善事業における一般対策への移行に入りたいと思います。

昭和57年に地域改善対策特別措置法が成立され、施行、また、昭和62年には同和対策事業の一般対策への円滑な移行を目的とした地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法が施行されました。

和歌山県から、その地対財特法期限後の県の同和行政の在り方が出されております。そこには、同和問題の解決に向けたこれまでの取組と成果、また、法期限後、執行後の同和行政に関する基本姿勢などが示されています。その取組姿勢では、具体的な事業を振興するに当たっては、財源も含め、これまで実施した同和対策事業としての経緯や現状を十分認識して必要な一般施策への活用を図り、課題解消に向けて取り組むものと

示され、施策の難しさを物語っています。

この大型共同作業場においての上富田町での一般対策移行後の町としての現在の認識をお尋ねいたします。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

平成14年3月31日をもって同和対策事業に係る特別措置法は期限を迎えたことにより、法律上は一旦区切りを迎えております。

その後は、同和対策事業、地域改善対策事業の当初の趣旨を踏まえ、地域住民の生活や福祉の向上に沿う形での運用を行ってきております。また、従前から操業されている共同作業場については無償での利用としてきたところですが、一般対策の観点から、平成23年以降、事業者が変更となった共同作業場につきましては賃貸料を徴収するようにならざるという状況でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

今、ご答弁いただきました平成23年以降、事業者が変更となった共同作業場についてはというところですが、それ以前より共同作業場を使用している方たちについての一般施策への移行というのはスムーズにできているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

一応当初の目的に沿った形で運用がなされてきておりますので、一定の成果は見られているという認識でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

それでは、続きまして、現在の利用状況について入ります。

現在、町内に8施設あります大型共同作業場ですが、その利用状況について、各事業内容と稼働状況、また使用料は幾らになるのか、お尋ねいたします。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

令和３年度末時点での利用状況になりますが、８施設の合計では、就労者数は合計で１１８人となります。しかし、事業所によっては就労者数が３人といった少人数の事業所もありまして、後継者不足といった状況も見受けられるところでございます。

各事業内容と稼働状況、また賃貸料についてお答えをいたします。稼働状況につきましては、令和４年３月１日現在で、こちらが把握しております就労者数でお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、整毛共同作業場です。こちらは、筆、はけ、ブラシ用原毛の加工が主な業種となります。こちらの就労者数は３名、賃貸料につきましては無料の状況です。

続きまして、生け花共同作業場。こちらは、サカキ、シキミの選別、箱詰めといった作業となります。就労者は５名、賃貸料につきましては月５万円となっております。

続きまして、梅共同作業場、それと梅加工共同作業場、２施設の説明を行います。こちらにつきましては、梅の選別、たる入れ、梱包、保管、配送といった業種となります。就労者につきましては２７名、賃貸料につきましては、それぞれ月３０万円を頂いております。

続きまして、アパレル製造加工共同作業場です。こちらは、Ｔシャツプリント加工、縫製、ポリエステル樹脂製品を取り扱っております。以前はポリエステル樹脂製品が主力となっておりますが、現在はＴシャツプリント加工、縫製が主力となっております。就労者数につきましては１８名、賃貸料は無料でございます。

続きまして、木材加工共同作業場、こちらは学校教材となる木工製品の製作、販売となります。就労者は４名、賃貸料につきましては月２５万円でございます。

続きまして、食品加工共同作業場、こちらは食品の製造でございます。就労者につきましては５０名、賃貸料につきましては無料でございます。

最後に、環境衛生共同作業場、こちらは一般家庭ごみの収集事業となります。就労者は１１名、賃貸料につきましては無料となっております。

以上、８施設の事業概要となります。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○７番（家根谷美智子）

ただいま８施設の利用状況についてお聞きしました。

その８施設ある大型共同作業場ですが、今後の課題と有り方についてお聞きしたいと思います。

建設してからもうかなり年数が経過しているものもあります。約半分の施設が減価償却残もなく、また経年劣化が進み、老朽化している建物についての修繕費用はかさむばかりだと思うのですが、この大型共同作業場が国の資本も入っており、また同和対策事業としての成り立ちと位置づけとして大型共同作業場設置条例でも制定されていますので、簡単にどうこうするということは難しいと感じます。ただ、ほかの市町村では、そういったことをきちんと審議しクリアして、財源の確保と総合的な都市計画も含めた有償譲渡の動きをしている自治体もあります。

当町におきましては、この大型共同作業場について、今後、どのような課題があるとお考えでしょうか。そして、その課題解決に向けて取組はどのようにしていくのか、今後の方向性も含めてお尋ねします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

今後の在り方については、先ほどの松井議員への回答と重複しますが、共同作業場 8 施設についてですが、古い施設については昭和 58 年に建築された施設もあり、老朽化が進んでいるところです。現在まで、同和対策事業、地域改善対策事業の当初の趣旨を踏まえた運用を行ってきたところですが、今後、老朽化に伴う大規模修繕等を考えますと、今後の在り方については一定の方針を決める時期に来ていると考えております。

課題と考える部分についてですが、私としては、操業期間が 31 年を超える大型作業場については基本払下げの方向で進めていきたいと考えており、先月の 11 月 18 日には、厚生労働省に二階事務所の方と行き、国との協議を進めているところでございます。今後の払下げ方法などの具体的な部分につきましては、国や県と協議を進めながら、年が明けてからになります。それぞれの施設との間で協議を進めていき、対応方針を定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7 番（家根谷美智子）

ただいま町長答弁いただきました中に、11 月 18 日、厚生労働省に行き、国との協議というところがあったんですが、この厚労省へ行かれたのは、外部の方からの相談によるものでしょうか。それとも、町長または当局のお考えで、これ進めていっているというところでしょうか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

この部分につきましては、私自身も、以前から、31年過ぎている事業所もありましたし、その前に、去年ですか、畜産団地の部分で尾花組さんのほうに払下げて、建屋をアスベストがあったんで解体してもらった、そういう経緯がありまして、町としては、即、同和対策事業の大型共同作業場についてはきちんと整理をしていかなあかんということで、私のほうから二階先生の事務所のほうに連絡を入れて、厚生労働省とのアポを取ってもらって、そこで全体的な構想について協議をしました。

その内容につきましては、まず、厚生労働省のほうも、各大型作業場がある中で、各都道府県からの払下げ状況とか、そういうところもまだ細かい部分まで上がってきていないというので、それで、また今後県とも話をしながら協議を進めていきたいという国からの話もありましたので、こういう格好で説明をさせていただきました。

そして、全体的には、先ほど申しましたように、来年の年明けになりますが、この8施設の事業主さんとも協議をして今後の対応について考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま町長答弁の中にありました当事者の方たちとの話合いも進めていくということで、安心はしました。議会のほうにも早く下ろしてきていただいて、伴走できるような形でいけたらと思います。この問題に関してはかなり難しいところもあると思うんですが、また解決に向けて尽力していただけたらと思います。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

家根谷議員言われますように、この部分につきましても、大型共同作業場の設置条例もありますので、もしその払下げのときにどういうふうにやっていくというのであれば、そのときには議会のほうに報告して、また設置条例の中の払下げをする事業所については削除してもらうような形も取っていききたいと思いますので、都度議会のほうには説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいまの答弁をいただきましたので、これで、大型共同作業場の今後について、大項目1を終わりたいと思います。

○議長（大石哲雄）

大型共同作業場の今後についての質問終了でよろしいですか。

○7番（家根谷美智子）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、次に、男女共同参画推進についての質問を許可いたします。

○7番（家根谷美智子）

それでは、大項目2の男女共同参画推進について入りたいと思います。

男女共同参画推進条例が制定されて10年の歩みについてというところに入っていきたいと思います。

上富田町で男女共同参画推進条例が制定されたのは、平成24年10月になります。その基礎となるものが平成11年に男女共同参画社会基本法として施行されました。そこからこの男女共同参画推進条例が全国に波及して、まず、平成12年3月に、埼玉県、東京都、長野県塩尻市、山梨県都留市、島根県出雲市の5自治体で先鞭をつけて制定されました。

そこから12年後ではありますが、上富田町でも制定され、当時は和歌山県内で一番早い制定だったとお聞きして、すばらしいと感じましたし、また、うれしくも思いました。そして、男女共同参画都市宣言も、平成25年に県内で唯一宣言しております。

そこで、お尋ねします。

条例制定から今年でちょうど10年がたちましたが、今までの歩みをお聞きします。

○議長（大石哲雄）

福祉課課長、木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

条例制定から約10年間の取組について説明いたします。

平成22年度には男女共同参画基本計画の策定、平成24年度には男女共同参画推進条例の制定、平成25年度には男女共同参画都市宣言宣誓、令和3年度には男女共同参画基本計画改訂版の作成を行っております。

計画の実施は、男女共生町づくり推進協議会を中心に行っております。この委員会の

現在の構成メンバーは14名であり、3名の女性議員も顧問として携わっていただいております。

内容としましては、毎年啓発物資の配布や講演会の開催を行っており、課題としては、活動内容の固定化が上げられ、今後は見直し等も含め、推進委員会と相談しながら進めていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいまご答弁いただきました。私も、今言われていた推進委員の一人に入っております。

続きまして、第5次上富田町総合計画における町の指針についてお尋ねします。

男女共同参画社会意識の形成として、第5次総合計画に記されているのがあります。その実行施策として、取組の根拠となるのが基本計画だと考えます。先ほどの答弁にもいただきましたが、当町では、令和3年4月に男女共同参画基本計画改訂版が出されています。和歌山県でも第5次男女共同参画基本計画が令和4年3月に出されていますが、背景には県民意識調査で浮き彫りになった固定的性別役割分担意識が根強く存在していることが上げられています。

この基本計画を作成するに当たっても、同様の課題が上げられているのではないのでしょうか。私も男女共生町づくり推進委員会には参加させていただいていますが、この男女共同参画基本計画は多岐にわたるもので、各課にもまたがる内容となっています。

しかしながら、とても大切な内容であると感じていますが、当町としては、町民やまた町内の事業者への展開をどのようにしていくのか、お尋ねいたします。

○議長（大石哲雄）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

総合計画に記載されております次世代社会へ向けて男女共同参画意識を育成する教育につきましては、国や県が課題としております男性は仕事、女性は家事・育児という固定的性別役割分担意識を解消するための教育に力を入れることが大切と考えております。

今年度の講演会では、男性の家事・育児についての講座を行っており、男女共同参画意識の向上に努めました。今後も、引き続き意識向上につながる取組を行っていききたいと考えております。

町内の事業者への関わりにつきましては、基本計画策定以降から特別な取組は行われておりません。女性の活躍の場として事業所への啓発も重要と考え、今後の取組については推進委員会と相談しながら進めていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

そしたら、基本計画改訂版が出されていますが、この基本計画は県にも提出はされておるのでしょうか。

○議長（大石哲雄）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

計画の改訂版は、令和3年度に県へ届出を行っております。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

県にも出されていて、また、あと町内の事業者への展開とか、住みやすいまちづくりの中でもやっぱり女性が生き生きと活躍できる、そういった町内があるということはすごく素晴らしいことだなと思いますので、これからも普及推進などに取り組んでいただきたいなと思います。

続いて、女性活躍推進法を鑑みた取組について入りたいと思います。

令和4年4月から女性活躍推進法に基づいた取組について、厚労省より101人以上雇用している企業に対して状況把握、課題分析を踏まえた行動計画を策定、社内通知、公表することを義務化しております。

そこで、女性活躍推進法を鑑みた当町の取組状況をお尋ねします。また、上富田町で、庁内の職員の男女比、管理職の男女比もお聞きいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えします。

事業所としての男女共同参画の取組ということなので、事業所としての上富田町とい

うことで担当しておりますのは総務課でございますので、私のほうで答弁いたします。

まず、国及び地方公共団体においては、特定事業主行動計画を策定し、これに基づいた取組を行うこととなっています。先ほど議員が、今年の４月から女性活躍推進法に基づいた取組、従業員１０１人以上とありますが、これはいわゆる民間企業のことで、民間企業の推進に先んじて国や地方公共団体はそれより前に取り組みよという形から、特定事業主という形で行動計画に取り組んでございます。

ただ、この特定事業主行動計画につきましては、平成１５年の次世代育成支援対策法に基づいてつくりなさいと言われた計画でございます。そのときは、言わば職員が安心して子育てと仕事の両立を図ることができる職場環境づくりの推進を図るために策定することとして、特定事業主行動計画を、本町におきましては平成２２年度を初年度とする計画として策定をいたしました。

平成２７年９月に女性活躍推進法が成立しまして、この次世代育成支援法に基づく特定事業主行動計画に、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の計画も載せるということになりましたので、本町におきましては、平成２８年に特定事業主行動計画を改定し、女性の活躍についても項目を入れるという流れでございます。

この計画は５年計画でございますので、令和３年３月、全て失効しましたので、令和３年４月からの５か年計画を策定し、現在、これに基づいた取組を行ってきてございます。具体的には、男性職員の子育て目的の休暇取得の促進をはじめ、育児休業を取得しやすい職場環境の整備、セクシュアルハラスメント等の防止など固定的な性的役割分担意識の是正等に取り組んでおります。

女性の活躍ということに関しましては、女性職員の登用及び採用、女性職員のキャリア形成支援、男女を通じた働き方改革の取組を行うこととしてございます。

職員の男女比の数字についてお答えをいたします。令和４年４月１日現在でございますが、庁内の職員の女性比率は４６．５％、これは５年前の平成３０年の４３．１％から３．４ポイントの伸びとなっております。管理職につきましては、現在３６％、これは平成３０年の２７．３％から８．７ポイントの伸びとなっておりますとともに、令和２年度までの全国的な目標であります３０％を超過達成しております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○７番（家根谷美智子）

今、総務課長からご報告いただきました内容は、かなり高い目標値であることが分かりました。ただ、今日たまたま私、朝のテレビで見たんですが、自治体の防災、女性の

視点を生かすにはというものがあまして、県内30市町村で、23市町村で女性防災担当ゼロと。約77%だったんですが、理由は夜間の救急対応とか、あと小さい市町村では担当者が1人、どうしてもその方は男性というふうになってしまうんです。ただ、でも、他部署の方の女性のアイデアだったりとか、いろんな意見を吸い上げるというところに取り組んでいっているというところもありますので、上富田町でもそこはゼロで、担当者が男性だったんで、なっているんですが、いろんな各部署においてこういった男女共同参画における取組というのをやっていただけたらと思います。

あと、女性の管理職も多いので、男性よりも女性のほうが大変というわけではないんですが、私も、今年の4月ですか、いろんなところで、SNSの中でちょっと誹謗中傷されることがあまして、女性議員、公人だからというところもあるのかもしれないんですが、かなり大変苦勞しました。警察にも相談し、人権推進センターにも相談して解決をしてきましたが、やはり女性が社会に出ていくことの厳しさというのをまざまざと感じました。

上富田町内では、皆さん、女性も活躍されているというところもあるんですが、そういった苦勞もあるということも皆さんに知っていただいて、もっと女性が生き生きと活躍できる町内でいってほしいなと思います。

これで、私の大項目2番の質問については終わりたいと思います。

○議長（大石哲雄）

男女共同参画推進についての質問終了でよろしいですか。

それでは、次に、不登校児童生徒への支援についての質問を許可いたします。

○7番（家根谷美智子）

続きまして、不登校児童生徒への支援について入りたいと思います。

まず、支援の視点について、この問題に対しての一般質問を6月議会でも取り上げました。約半年に1回というサイクルになっており、同じことを繰り返し何回もお聞きすることもあります。お許し願います。

まず、支援の視点について質問に入ります。

今年10月の地方紙に、和歌山県教育委員会からの公表で、和歌山県内の公立小中学校の2021年度不登校者数と不登校者率が4年連続で過去最多になったと出ていました。小学校では587人の13.6%、中学校に至っては1,007人の47.3%にも上がります。また、文科省から10月27日に出されています調査結果についてデータを見ましても、全国の小中学校における長期欠席者のうち、不登校者数は24万4,940人と、やはり前年度より増加の一途をたどっています。

そこで、お尋ねします。

現在、町内で調査を行っている5日以上欠席がある小中学校の生徒の人数は、小学校、中学校それぞれ何名となっているのでしょうか。

また、上富田町では、いろんな事情を抱えた児童生徒の学校以外の居場所として適応指導教室を設置運営しておりますが、現状と支援の視点をどのように置いて運営しているのか、お聞きいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局副局長、平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

ご質問の内容のとおり、全国的、県内においても不登校の児童生徒数が過去最多となり、町内においても同様の傾向がございます。

町内の現状ですが、あくまで不登校傾向の早期の発見や対応のために実施をしております欠席5日以上児童生徒を把握する調査、10月末時点の数字になりますが、小学校で14名、中学校で27名の合計41名となっており、前年同時期より増加しております。なお、申し上げた人数はあくまで今年の4月以降で5日以上欠席した人数であり、全ての人数が不登校傾向というわけではなく、また、現在は学校や適応指導教室に登校ができていない児童生徒数も含まれているということで、ご理解をお願いいたします。

不登校者数の増加には、コロナ禍による生活環境や学校生活などの環境変化なども考えられておりますが、その要因は様々であり、不登校対策委員会での協議や家庭訪問などにより一人一人に合った支援をと取り組んでいるところです。

また、適応指導教室の現在の状況ですが、通所の届出があった児童生徒は、小学生で7名、中学生が10名、合計17名となっており、こちらも昨年の同時期と比較をしますと7名増加しております。

適応指導教室の運営における支援の視点というご質問ですが、こちらは国の方針と同様、学校へ登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指すことであり、社会適応、集団適応などを身につける、一人一人が居心地よく感じられる場所となるよう環境整備が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま答弁の中にありました一人一人が居心地よく感じられる居場所というのがす

ごく胸に響きます。

続きまして、多様化する児童生徒に向けての取組に入りたいと思います。

先ほども言いました地方紙での和歌山県教育委員会の講評の中で、特に注目すべきは小学校の不登校者数の増加率です。地方紙の統計を見ますと、2017年度では218人の4.8%だった人数が、今年度は587人の13.6%、コロナ禍の影響もさることながら5年間で倍以上になっています。

そういった現状に適応指導教室への利用者も低年齢化していつていることもお聞きしましたが、中学生と小学生が混在することで指導の幅も広がり、個々の状況に応じた必要な支援など対応に苦慮するところだと感じます。また、今年の6月にこの問題について質問をしたときには、学校も始まったばかりということもあり、入室登録をしている児童生徒は10名で、そのうち適応指導教室に通っているのは5.4人とお聞きしました。

人数も増える中、多様化する児童生徒への取組について、現在はどうされているのでしょうか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えいたします。

適応指導教室では、指導員の働きかけにより、令和4年4月以降、児童生徒の通所登録者数が増加しており、加えまして、児童生徒が実際に通所する日数も少しずつ増えておりますので、1日当たりの平均利用人数、こちらが増えてきている状況です。

児童生徒が抱える課題などの多様化に伴い、これまで指導員1名を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門知識を持った方々との連携により対応をしてきたところです。しかしながら、適応指導教室における業務内容は、学習支援や家庭、学校等との連携など年々幅広くなってきていますし、児童生徒数の増加、低年齢化に伴い、よりきめ細かい支援も求められている状況にあります。

このような状況を受けまして、できるだけ早急な対応をと、町では本年12月1日から特別支援教育を中心に務めてこられた女性の方1名を支援員として追加で配置したところです。現状や今後の見通しからも、複数名での指導体制は必要であると考えていますので、指導員等の確保に努め、安定した運営体制を整えてまいります。

また、環境改善に向けての全体的なお話になりますが、多様化するニーズに対応するため、改めて適応指導教室から教育支援センターへの名称変更とともに、現行法令の趣旨に沿った実施要項に早期改正し、目的や業務内容などを明示し、今後とも取り組んで

まいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま答弁いただきました中で、指導員の方、また女性の支援員さんも追加というところで体制が整ってきたなとは感じるんですが、ここに、今答弁いただきました教育支援センターへの名称変更となっているんですが、この名称変更というのは何か、この名称を変更することによって国からの補助金が出るよとか、指導体制が整うんだよとかそういったものはあるんでしょうか。

○議長（大石哲雄）

教育長、宮内君。

○教育長（宮内一裕）

お答えいたします。

法令の趣旨に沿って、不登校児童生徒への支援の中核として、また関係機関や民間施設等との連携を支援するなど、さらなる機能の充実を目的に、従来の適応指導教室から教育支援センターへの名称を変更し、取組を強化していきたいと考えています。

なお、今まで親しまれてきました適応指導教室という名前も、当分の間、併用して使用したいなという思いでございます。併せて適応指導教室実施要綱を改正し、不登校の児童生徒の社会的自立を大きな目標とする法令等の趣旨に沿った取組を、これ以上に推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

そしたら、私の中で思っている教育支援センターに変わるということは、予算がつくとかそういったものではなく、呼称を変更するということでグレードアップするよという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（大石哲雄）

教育長。

○教育長（宮内一裕）

あくまでもさらなる機能の充実を目的にしておりますので、これからまたそういう方向に向かって進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

名前の変更というのは、結構、各自治体、今出てきておりまして、適応指導教室という呼び方がちょっとしっくりこないなというところも各市町でありまして、変更は聞いております。

その適応指導教室の場所について、次、入りたいと思います。

適応指導教室の場所について、今まで質問しました内容で、適応指導教室のソフト面での充実を図るため、人員配置や多様性への配慮もお聞きしました。次にですが、その適応指導教室の場所についてお尋ねします。

この問題はもう何回も質問させていただいており、昨年12月の教育長のご答弁にも場所の移転を視野に入れた取組をしますとお聞きしております。しかしながら、納得の解決をするまでは、こちらも言い続けることも仕事なのでお付き合い願います。

通所する児童生徒も増えてきており、これは指導員の先生のご努力のたまものかなとは思いますが、ますます今の場所では手狭になってくると思われそうですが、その点は問題ないでしょうか。また、公共の施設を重点的に検討していくともお聞きしましたが、こういった点を重視して、今後、この適応指導教室の場所を決めていく予定になっていますでしょうか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

適応指導教室の場所の検討につきまして、開設当初は立地条件、中学校との距離であるとかそういったところを場所の選定で行ってまいりました。

これまでいただきましたご質問のとおり、多様化する児童生徒一人一人の状況に対応できるよう、例えば、個別指導や自学自習ができる場所、集団で取り組む空間、また落ち着いて過ごすことのできる空間など、多くの用途を取り入れていきたいと考えてございますが、それらの要望には限りはございません。

現時点におきましては、以前から答弁をさせていただいたとおり、町が所有する公共施設を活用するという方向性において、指導員と一緒に候補となり得る幾つかの公共施設の現場確認をしながら、限られた選択肢からも最善の決定について現在検討をしているところです。

これまでご質問いただいている多様化へのソフト面での対応に加えまして、通所する

児童生徒の増加の現状や今後の見通しも含めて、場所の移転については、これからそれぞれの施設管理担当との調整や各家庭への説明など、丁寧に進めていきたいと考えております。

場所の移転については、実際の動きとして見えておりませんが、環境整備全体を捉えたときには、人員体制や学習コンテンツの充実など、少しずつではありますが進んでいる状況と考えておりますので、ご理解いただきまして、引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

実際の動きとしては見えておりませんということなのですが、やっぱり予算化しないとなかなか動きは出てこないと思うんですが、その予算についてはどのように進めていくという考えでしょうか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えいたします。

場所の移転につきましては、今申し上げたとおり、公共施設のまず活用というところを中心に進めております。現在のところ、大規模な改修が伴うということは想定しておりませんが、まず、学習環境の充実のための教材や備品など、そういったものはできるだけ早い対応ができるよう引き続き予算の確保と充実に努めてまいります。

また、場所の移転費用が必要な見込みとなった場合には、しっかりと中長期的な計画を立てた上で、適切な時期に予算要求を行ってまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

この問題もかなりシリーズ化して私も質問させていただいているんですが、やっぱりこの適応指導教室の場所については私は適正でないと思うので、何回もこうやって質問はさせていただいております。

ただ、今言われたように、予算もやっていかないといけないというところもあるし、

場所の問題というのはかなり慎重にならないといけないなというところもありますので、おっしゃるとおり分かるんですが、早期解決に向けて努力いただきたいなと思います。要望として私の質問は終わります。

○議長（大石哲雄）

答弁、答えてもらいます。

○7番（家根谷美智子）

お願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

家根谷議員のほうから、この場所の移転については以前からずっと教育委員会のほうにも相談してもらっていますし、私のほうにも相談に来られておりますので、できるだけ早期に対応する形で、場所のほうを教育委員会のほうとも早急に検討させていただきますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいまご答弁いただきました。ありがとうございます。解決に尽力していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大石哲雄）

これで、7番、家根谷美智子君の質問を終わります。

14時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時42分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

8番、中井照恵君。

中井君の質問は一問一答方式であります。

まず、災害時の備蓄品の管理についての質問を許可いたします。

○8番（中井照恵）

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初の質問は、災害時の備蓄品の管理についてです。

まず最初に、備蓄品のローリングストックについてお聞きします。

近年の日本では、いつ、どこで大きな災害が起こるか分からないといった、そんな気候変動が激しい状況が増えています。また、そういった中で、全国の自治体や民間の団体で様々な防災訓練も行われています。

この上富田町でも、年に1回は熊野高校で大きな防災訓練が行われていますが、こういった訓練はとても大切なことであるし、それと同じように、町の防災用品の備えや様々な備蓄品の管理、特にローリングストックをすることは非常に大切なことだと考えます。

町の防災用品や備蓄されている食料などは、ふだんからどのような管理がされているのでしょうか。防災食品の活用も計画的に行われているのでしょうか。備蓄品のローリングストックの現状についてお聞きします。

○議長（大石哲雄）

総務課長、中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

食料や水、おむつ、生理用品など、賞味期限や使用期限があるものにつきましては、常時一定の数量を確保していく必要がございます。したがって、期限が切れる頃には切れる分の数量を新たに購入することとしてございます。

なお、防災食品の活用につきましては、アルファ米等の備蓄食料は町の防災訓練で炊き出し訓練用として使用したり、訓練参加者に配布することで防災意識を高めるという形での活用をしております。また、消防署と協力して実施している自主防災組織の防災訓練におきましても、参加者に啓発も踏まえて配布をしております。

それから、生理用品につきましては、期限が来る前に中学校に提供することを考えております。提供するときには残りの使用期限も考慮した時期に提供するように考えてございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

ありがとうございます。

消費期限、賞味期限というものがございますので、常時一定の数量を確保するために、ローリングストックということを考えながらやっただいているんだと思うんですが、生理用品は中学校で配られるというようなことも考えておられるということなので、生理の貧困という問題も、最近ではすごく問題になっていますので、ありがたいことかなというふうに思っています。

次にいきます。

次に、無駄をなくすための取組について幾つかお聞きします。

1点目、先ほど防災用品、特に食料品は町での防災訓練などのイベントを中心に活用されているということもお聞きしました。しかし、現状の活用方法のままで、防災食品などが無駄になることなくローリングストックができているのでしょうか、お答えください。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

議員さんのローリングストックということで必要種を一気に買うと、大量に消費をしなければいけないものですから、3回とか4回とか適切な回数に分けて買って、それぞれ賞味期限が順次来ていって処理をしていくという形で、これまでも考えておるところでございます。

ただ、特に備蓄食品につきましては、その分けたやつを秋の防災訓練におきまして、炊き出し訓練等と言わば消費するという形をしておったんですが、この間の新型コロナウイルス感染症の影響で防災訓練がなくなっていたりいたしますので、ちょっとそこは、今後は消費期限内でやむを得ず廃棄をせざるを得ない分も出てくるかなというおそれを考えておるところでございます。

ですから、今までのところは大量に処分をする、廃棄をするということはないままで過ごしております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

コロナで防災訓練が実施できないということで、備蓄品、特に食料品がたまってくる

といいますか、消費期限が迫ってくるものが多くなるというようなそういうことだったと思うんですが、今お聞きした中では、防災訓練とか町のイベントとかが中心にローリングストックに活用されているというような、そのような認識でよかったかなというふうに思います。

そこでお聞きしたいのですが、今後どのような条件が整っていけば、今の限られた制約といいますか、町でのイベント以外でも、町でのイベントでの活用を超えてもっと幅広い備蓄品の活用というのができるのかどうかをお聞きしたいと思います。お答えください。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

まず、いわゆる無駄になるからということで、例えば町民さんに配ったらみたいなアイデアがあるかと思うんですが、ちょっとこれは地方自治法的な制約がありまして、なかなかそう簡単には無料とか低廉な値段でお配りするということができないという制限がございます。そこはご理解をいただければと思います。

とはいえ、もちろん捨てるのは忍びないわけでございますので、やはり防災用のグッズとして、あるいは食品として買ったものですから、防災のために役立てる。防災の意識啓発ですとか、まさに防災用の体験ですとか、そういった形での活用でしたら、単純に払下げということではなくて活用ができるかなと考えてございます。そのあたりがちょっと工夫のしどころかと、これからも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

町ではやっぱり制約がどうしてもあるということなので、簡単には私どもが考えるように、あちこちで配ったらどうかなというふうに考えるわけですが、そういうわけにはいかないというような、そういう現状があるということでした。

そこで、この上富田町独自で、そういうもっと幅広く備蓄品の活用ができるようなルールづくりというのをしておくことが大切ではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課長（中島正博）

お答えいたします。

そのようなことで内部的には考えさせていただきたいと思っておりますが、いわゆるただであげるとか、安く売渡しをする、払下げをする、今、払下げと申しましたように、手続的には払下げみたいな手続になってしまいまして、原則的に言うと、入札をしたりとか、あるいは賞味期限が終わる寸前でないと渡せない、言わば賞味期限が1年もある食品を払下げするというのは、やっぱり本末転倒かというところがありますので、その辺はルールづくりを考えていきたいと思えます。

とはいいいながら、先ほど申しましたように、実際に自主防災組織ですとか防災訓練の場面で防災のための意識啓発、あるいは防災の体験、言ってみればアルファ米自身も食べてみれば意外においしかったやんというのが僕自身の感想でもありますので、そのあたり食べてみやんことには分らん部分がございますので、そういう形で、廃棄をするという形以外の活用の仕方というのは今後とも考えていきたいと思っております。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

なかなか町独自のルールづくりということも、いろんなハードルというのはあるのかと思うんですが、本当にイベントづくりといいますか、町独自でもうちょっと防災用品を活用できるような、防災食品を活用できるようなイベントを増やすようなことも、今後コロナが落ち着いてきましたら、また考えていただきたいなというふうにも思います。

イベントづくりということも今お話しさせていただいたんですけれども、次の質問に入らせていただきます。

そのイベントづくりということで、防災食品や備品などを無駄にしないための活用方法としてですが、実際に活用の体験をするといったことも大切であると考えています。

例えば、防災食品を町の各小中学校で実際に調理する体験学習を行うとか、公民館主催の料理教室等での活用も積極的に行っていくといいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

お答えをいたします。

教育委員会では、社会教育の分野ですと生涯学習のまちづくり計画、学校では学校教育指導方針、それぞれにおいて防災教育の充実に向けて取り組むというように定めてご

ざいます。

一例ではありますが、防災商品の活用として、町内の小中学校においてPTAや地区公民館との連携により、防災商品の災害への備えの大切さを学ぶとともに、備蓄用の食料を活用した防災学習の授業を実施するなど、備蓄品を活用した事例もございます。

学校での防災に関わる取組をはじめ社会教育現場におきましても、公民館行事などにおける防災学習の一環として、防災商品そのものの利活用をはじめ、ご質問にもありました調理など、工夫をしながら利活用の幅を広げると、こういった活動も、事業実施も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

もっともっと活用できるようなそういうアイデアを、また私も一緒に考えていきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

また、次のアイデアとして、もう一点質問させていただきます。

学校や公民館の活用以外にも、防災グッズや防災食品などを活用する防災キャンプなども、町の行事として企画していったらよいのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

振興課としましても、第5次総合計画の中でもこのSDGsを意識していますし、SDGsの目標の12番「つくる責任、つかう責任」、これに該当してきますので、この備蓄におけるフードロスにつきましても防災担当者と協議をしているところであります。

11月27日に、商工会の青年部のほうが市ノ瀬のMIZUGORIキャンプ場で、防災キャンプの体験イベントを開催しています。親子が火のおこし方やご飯の炊き方、泥水をろ過しての飲み水のつくり方などを楽しみながら体験したというふうに聞いております。このイベントでは、町の防災備蓄品であります段ボールベッド、簡易ベッド、テントを貸出ししまして、実際に使っていただき、体験していただいたというふうに聞いております。

また、一般の方ですけれども、車中泊をしたりとか、防災グッズの作成など独自に防災イベントを開催されている、そういった家庭、団体の方もおられます。できれば、そういった活動に賞味期限や使用期限があまり残っていない備蓄品を有効活用していただ

けるよう話をしていきたいですし、できたら、町としましても楽しく学べる防災キャンプのようなものを開催できないか、防災担当者と相談していきたいというふうに考えております。

また、今回ローリングストック、またフードロス、そういったものについての質問を伺ったわけではありますが、町内で備蓄が可能な期間や場所として、行政、住民、そして町内会等があるわけですが、もう一つ、企業や事業所というのがあります。幸いにも上富田町には大型スーパーが多く点在しております。現在スーパーの倉庫にある在庫の一部を常にローリングしながら災害時の備蓄として使えないかの協議をしているところでもあります。

スーパー側もCSR活動の一環としての宣伝効果もありますし、町としましても、賞味期限を気にする必要がなくなります。まだ協議段階ですので、協議が順調にまた進みましたら、また予算化に向けてもそうですし、改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

ありがとうございます。

防災キャンプについては商工会のほうでも実施されているとのご答弁をいただきまして、民間の方のほうがやはりすごく取り入れ方が上手というか、そういうところもあるのかなというふうには思ったんですが、やっぱり民間のほうと行政が連携してやっていくということも、今後、ますますやっていかなあかんのかなというふうにも感じました。

あと、スーパーとの協定を結んで、そこに備蓄をできているというか、困ったときにはそこから出してもらえるということもお聞きしましたので、本当に丸々倉庫に在庫を抱えているというような、防災食品がそういうふうにとまってしまっているという、そういう状況でもないんだなということも把握できまして、ご答弁ありがとうございます。災害時の備蓄品の管理についてお聞きしました。

10月に厚生建設常任委員会の視察で、徳島県の上勝町へ行かせていただきました。上勝町は人口が1,433人の山あいの町ですが、2003年に日本で初めてゼロ・ウェイスト宣言を行った町です。このゼロ・ウェイスト宣言というのは、無駄や浪費を最小限にとどめてごみを出さないようにする取組のことで、元は1996年にオーストラリアの首都キャンベラで世界初のゼロ・ウェイスト宣言が発出され、そこからカナダのトロントやアメリカのサンフランシスコなど、世界中に広がっているそうです。

そういった先進地のすばらしい取組を学ばせていただき、少しでもこの上富田町で取り組めるところはないかと考えました。先進地の全てをこの町にすぐに取り入れるのはなかなか難しいのかもしれませんが、今回のように、災害時の備蓄品の管理がうまくできているのかや、無駄に廃棄されることのない管理の仕方、また廃棄になる前の有効な活用の仕方について考えていくことで、無駄を最小限にとどめ、ごみを出さないようにするといったゼロ・ウェイストの取組にもつながるのではないかと思います。

今後、多方面でこういった取組への意識を高めていけるような、そんなまちづくりがますます広がっていくことに期待をし、1つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君、答弁願います。

○町長（奥田 誠）

今、中井議員のほうから備蓄品の管理とかそういうこともいろいろ、ローリングストックの件もありますし、先ほど平尾課長が言ったスーパーとの協定、それについても、今、上富田町と白浜町とすさみ町、そして南紀白浜エアポートについて、東京の業者さんと、今、協同で協定を結びながら、備蓄品を大量に持つんじゃないし、逆に上富田町の部分は上富田町で持てる部分、それを今までだったら、ペーパーケースで全部紙へ書き込んで、幾つ残っているとか、それも白浜町の部分も分かるし、今度、データ的にして、白浜町の部分、すさみ町の部分、そして南紀白浜エアポートの部分、それと東京の本社のところでデータ管理もしてもらいながら、今後災害が起こったときに、この物資は逆に白浜町が物資が必要なときは白浜町へ配送するとか、すさみ町から上富田町へもらうとか、そういういろんな今データ管理もやりながら、物資の管理についてはやっていっていますので、またその辺も細かい内容が決まりましたら、議会のほうに報告はさせていただきます。

以上でございます。

○8番（中井照恵）

お願いします。ありがとうございます。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

○8番（中井照恵）

ありがとうございます。

○議長（大石哲雄）

それでは、災害時の備蓄品の管理についての質問終了でよろしいですか。

○8番（中井照恵）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、次に、子ども子育て支援の充実についての質問を許可いたします。

○8番（中井照恵）

それでは、続きまして、子ども子育て支援の充実についての質問に入らせていただきます。

まず1つ目、最初に、伴走型相談支援についてお聞きします。

11月末に開かれた厚生建設常任委員会におきまして、新たな子ども子育て支援として、妊産婦、子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施についての説明を受けました。日本では、核家族化が進み、地域とのつながりも薄くなっています。そんな中での子育ては、どうしても孤立感や不安感を抱えやすくなるものです。妊娠期から出産・子育てまでを切れ目なく、全ての妊婦、子ども・子育て家庭を支援する伴走型の相談支援、そして経済的な支援は、安心して子供を産み育てられる社会をつくるために、また、少子化に少しでも歯止めをかけていくためにも、しっかりと取り組むべき重要な施策であると考えます。

そこで、お聞きします。

上富田町での育児相談支援は、既存の支援として今までも行われてきていますが、この伴走型相談支援の実施により、こういった点がより強化できるのでしょうか、お答えください。

○議長（大石哲雄）

福祉課副課長、坂本君。

○福祉課副課長（坂本真理子）

よろしくお願いします。お答えします。

議員さんのご説明にも少しありましたが、今回、国で閣議決定されました出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援については、妊娠期から育児期まで様々なニーズに即した支援につなぐため、妊産婦に対して、妊娠届出時と妊娠8か月前後、そして出生届から乳児家庭全戸訪問までの間の3回のタイミングで、アンケートや面談を実施するというものです。

現在、保健センター内に設置している子育て世代包括支援センターでの妊娠期の支援としましては、妊娠届出時には必ず保健師による面接、相談を実施しております。また、妊娠8か月時には希望者への助産師訪問を、それ以外の方には助産師による電話訪問を実施しています。そのほか、助産師によるマタニティー教室等も実施しています。

出産後の支援としましては、助産師や保健師による産後訪問、生後2か月時には育児

相談会、また母子保健推進員による4か月健診の案内配布訪問等を実施しており、相談する機会を多く設けるようにしております。また、産後の育児不安に対応しやすいように産後ケア事業の拡充などにも取り組んでおります。

今回の伴走型相談支援に取り組む中では、既存の事業との組合せの中での実施となりますが、妊娠届出時、妊娠8か月時、産後、それぞれのタイミングでアンケートを実施することで、その時々不安や心配事に寄り添い、また、その時期に合ったサービスの紹介等、さらに充実した支援につなげたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

ありがとうございます。

今のご答弁にもありましたように、今回の変化というのは、妊娠届出時と8か月前後と産後の3回にわたってアンケートを実施するというのが、大きく今までと変わるところなのかなというふうには思います。

上富田町では、産後ケアも、私も何回か訴えもさせていただきましたが、いろいろな面で、工夫といいますか広げていただいて、充実していただいているようにも思いますので、今後、この伴走支援の強化といいますか、アンケートによる強化のほうもまたよろしくお願いします。

次に、町の養育支援訪問事業についてお聞きしていきます。

厚生労働省が掲げる養育支援訪問事業の目的は、育児ストレスや産後鬱、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者による育児、家事の支援、または保健師等による具体的な養育に関する指導・助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図ることとされています。

昨年、この養育支援訪問事業について質問させてもらったときにお聞きした町の現状は、対象となる方に対する保健師さんや助産師さんの訪問が中心になっているとのことでしたが、令和3年度の上富田町の養育支援事業の実績ですが、利用者の実人数は何人でしたか、お答えください。

○議長（大石哲雄）

坂本君。

○福祉課副課長（坂本真理子）

お答えします。

令和３年度の実人数は１０人となっております。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○８番（中井照恵）

ありがとうございます。

今、ご答弁いただきましたように、令和３年度は実人数が１０人の利用であったということでした。

その１０人の中で、特に心配な方や支援が必要な方に対して、相談が主体になっている今までの訪問事業だけで十分だと考えておられるのでしょうか、町のお考えをお答えください。

○議長（大石哲雄）

坂本君。

○福祉課副課長（坂本真理子）

お答えします。

先ほど議員さんのご説明にもありましたとおり、養育支援の目的は、育児ストレス、産後鬱状態の問題により、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭や養育支援が必要な家庭に対して、専門家による養育に関する指導・助言や育児、家事の援助を実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の問題解決を図る事業とはなっております。

現在、本町が行っている養育支援訪問事業については、助産師等による相談・指導・助言事業が主となっております。ここ数年、養育支援訪問事業の対象者が増加しておりますが、特に精神的な問題等で不安を抱えておられる方が多い状態となっております。

支援内容としましては、育児の方法、手技等への指導、関係機関との連携等での関わりが主であり、現在のところはそれでほぼ対応できている状態だと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○８番（中井照恵）

ありがとうございます。

ここ数年増加しているというところが、大変気になるところであるかなというふうに思いますし、心配なところでもあるのかなというふうに思います。

先ほどもご答弁いただきました届出のときと８か月前後のときと出産後の３回のアンケートによりまして、また、そういうこの１０人という利用が、今後また必要なところ

に、また10人以上の方にも、もしかしたらこのアンケートの結果によったら、やっぱりちょっと訪問を増やして様子を見てあげなあかんよということも増えてくるのかなというふうにも、ちょっと思っています。

すみません、それでは、町の養育支援訪問事業についての質問はこれで終わって、次の質問、最後にいきます。

より充実させるために必要な制度づくりについてお聞きしていきます。

厚生労働省が掲げる養育支援訪問事業の中には、子育て経験者による家事・育児支援も含まれています。上富田町においても、家事・育児支援などが必要な人に対し、支援を受けやすくできるような制度づくりが必要ではないかと思います。

これは私も2回目の質問になるんですが、町のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

坂本君。

○福祉課副課長（坂本真理子）

お答えします。

議員さんのご質問の家事・育児支援を行うヘルパー派遣事業の実施により、さらに充実した養育支援事業体制にはなると考えております。

今回の伴走型支援で実施するアンケート調査の中で、家事・育児支援に対するヘルパー派遣に関する需要も含み、どのような子育て支援への需要が高いのかを把握して優先順位を検討し、必要な子育て支援体制を整えていければと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○8番（中井照恵）

ありがとうございます。

田辺市では、10年以上も前から出産後の体調不良や子育ての不安、孤立感を抱える家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児を支援する養育支援訪問事業が行われてきました。産後、健康面が不調のときに実家に頼れない場合などは特に心細く、不安感や孤独感も大変大きくなります。

上富田町の相談支援は、今もお聞きしたように、充実しているとは思いますが、もう一步踏み込んだ家事・育児支援も制度化し、充実させていくべきだと考えています。これは自治体によって差が出てはいけない部分だと思っています。アンケートの結果も今後参考にしながらというふうにお答えもいただきましたが、町でもぜひともこのような

家事・育児の支援体制を準備しておくことが必要だとの認識を持っていただけたらと考えます。

本当に困っているところに手が届くような、より一層充実した養育支援訪問事業になることを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

これで、8番、中井照恵君の質問を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

5番、山本哲也君。

山本君の質問は一問一答方式であります。

まず、自治体LINE公式アカウントの機能拡充についての質問を許可いたします。

○5番（山本哲也）

失礼します。本日最後の質問となりますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従ひまして一般質問を始めます。

自治体LINE公式アカウントの機能拡充についてお聞きします。

所属する総務文教常任委員会の所管事務調査で、福岡県宗像市と春日市へ行政視察に行ってきました。春日市では自治体DXについて視察させていただいたのですが、その中で、私はLINE公式アカウントの機能を充実させているということが特に印象に残りました。本年8月末時点の内容ですが、春日市は、人口が約11万3,000人に対しLINE公式アカウントの登録者数が約6万2,000人と、人口の半分を超えています。もちろん人口ですので、小さなお子さんからご高齢の方まで含まれていますので、スマホを使う年代のパーセントでいいますと、かなり高い割合で住民が登録していることがよく分かります。

当町においても、以前、正垣副議長が一般質問でLINE公式アカウントの必要性を訴えていただいたこともあり、上富田町の公式アカウントが開設されています。

当町は人口約1万5,700人に対し、公式LINEアカウント登録者数は、本日時

点で先ほど確認したところ５５５人でした。私も当然、上富田町のＬＩＮＥ公式アカウントを登録していますが、送られてくる内容は、各種案内や行事の告知、給食のメニュー等です。

なぜ春日市は人口の半分以上の登録者数があるかというと、機能が大変充実しているからだと考えます。春日市は全国に先駆けて住民サービスにＬＩＮＥを活用し、様々な機能を導入してきました。私も春日市のＬＩＮＥ公式アカウントに登録しましたが、本当に便利で分かりやすいです。

幾つかご紹介しますと、ごみの出し方では、ごみ出しカレンダーをチェックできるのはもちろんですが、分別方法を知りたい場合、例えば、ぬいぐるみと入力すると、燃えるごみですと即座に表示されます。また、公園や河川の不具合、損傷箇所を通報する機能もあり、写真や位置情報の共有により状況や場所を的確に伝えることが可能となります。ほかには、コロナワクチン集団接種予約もＬＩＮＥ上で行うことができ、便利で快適なサービスが充実しています。

現在、上富田町では、町広報紙、ホームページ、フェイスブックやＬＩＮＥを使っての情報発信をしているかと思います。自治体の情報発信は伝えることがゴールになりがちです。肝腎なのは、住民の方にしっかりと伝わることです。そのためには、時代に合ったツールを使う必要があります。広報紙、ホームページ、ＳＮＳなど情報発信ツールは増えていますが、伝わる広報のために、自治体の広報体制も時代に合わせて変化していく必要があると考えます。

春日市のＩＴ推進担当の方に伺ったところ、セグメント配信機能等、内容を充実させるためには無料でできる範囲もありますが、１００万から１５０万円のコストがかかるとのことでした。お隣田辺市では、既にこのような機能を取り入れられています。

近隣にも参考例がありますし、行政と住民がストレスなくより円滑にコミュニケーションを取れる情報プラットフォームを提供することにより、住民の町に対する愛着というのも確実に増すと思います。ウィズコロナにおいても、デジタルを活用した行政と住民とのコミュニケーションが重要視されています。デジタルを活用し円滑なコミュニケーションを実現するためには、住民が使いやすいデジタルツールを整備する必要があると考えます。

今回の視察には奥田町長も同行されましたので、町長自身もＬＩＮＥ公式アカウントの機能拡充によるさらなる情報発信強化の必要性を感じていただいていると思いますが、当局の見解を伺います。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

私自身も、議員のお話を聞きまして、早速春日市の公式ＬＩＮＥに登録してみました。議員おっしゃるとおり、機能が大変充実しており、防災情報やごみ情報などの情報を選択できるようになっていました。また、ＡＩのチャット機能もあり、行政に関する質問を記載すれば、瞬時にＡＩが答えてくれるサービスも見つけました。大変便利で興味深いなと感じたところであります。

さて、上富田町の公式ＬＩＮＥのアカウントの登録者数ですが、先ほど議員もおっしゃられたように、現在５５５名、最近やっと少しずつ増加してきた感がありますが、目標は２，０００名から３，０００名だというふうに思っております。職員や議員の皆様には登録していただいているところではありますが、町民の方々にもっと知っていただきたく、町内会長会議や各種会議、打合せのときには常にＬＩＮＥ登録のお話をさせていただいておりますし、また、この広報１２月号から表紙の隅にＬＩＮＥ登録情報を毎月掲載していますし、町の封筒にも今後は掲載していこうというふうに考えております。

ＬＩＮＥは行政からの情報発信手段の一つとして、災害時や通行止め等のお知らせ、イベント情報など、瞬時に登録者にお知らせすることができます。現在、庁内でも行政改革本部会議の中にＤＸ推進部会を立ち上げ、デジタル社会の実現に向けた取組を進めているところであります。

ＡＩ、人工知能のことですが、ＡＩやＲＰＡ、これはロボット技術を生かした事務の効率化を図ることではありますが、こういった新しい技術の活用により今後も協議していきたいというふうに考えております。その中で、上富田町公式ＬＩＮＥのアカウントのさらなる充実を図るための検討を前向きに進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

私のほうからもお答えさせていただきます。

私も総務文教常任委員会の行政視察に同行させていただき、春日市でも質問をさせていただきました。

春日市では、国の自治体ＤＸ推進計画に示す取組項目以外にも、福岡都市圏１７自治体で取組が行われているオープンデータサイトを公開したり、ＬＩＮＥ公式アカウントを開設し、ＬＩＮＥスマートシティプログラムを導入したりするなどの取組を進めています。

特にLINEは、LINE活用プロジェクト第1号として、LINE技術の活用をし、山本議員が言われますように、ごみの分別方法や確認、道路や公園などの損傷について報告ができるようになっており、市民の課題解決の一助となっております。また、市民が自分にとって必要な情報を選んで受け取れるように、情報受信設定も可能です。開設後のLINEの登録者数は、8月末時点で人口の55%の6万2,162人となっております。

さらに、令和4年12月に予定をしているLGWANネットワークでの無線化パソコンによる執務、そして、令和7年度に予定の文書の電子化等により、市役所の職場環境はさま変わりするとも言われております。フリーアドレスでの質問も可能となるため、パソコン持参の会議、自席での研修受講や相談業務が日常となるかもしれないとも言われています。また、文書は、データによる受付、回覧、決裁、保存、廃棄となるため、ペーパーレスはもちろんのこと、ファイリングキャビネットも激減する予定とされております。

上富田町は、春日市に比べれば大変遅れていますが、今後はLINE公式アカウントの機能を拡充し、住民のサービスの向上に努めたいと考えております。また、デジタルトランスフォーメーションにつきましても、予算が必要になってきますが、さらに前進をさせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○5番（山本哲也）

ありがとうございます。

コロナ禍においても、これまで進めなければならない行政のデジタル化が随時進んでいると感じています。今、町長からもありましたように、このLINE公式アカウントは、行政のデジタルトランスフォーメーション、DXの一助を担うものになると思っています。

当町としても、今後DXを進めていく上で、LINEにおいても行政サービスを拡充し、住民にとってより利便性の高いサービスを提供できるよう取組を進めていただきたいと思います。平尾課長から、また町長からも前向きな答弁をいただきましたので、ぜひともよろしくお願いいたします。

議長、次の質問に移ります。

○議長（大石哲雄）

それでは、自治体LINE公式アカウントの機能拡充についての質問終了でよろしい

ですか。

○5番（山本哲也）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、次に、燃料価格高騰に対する支援金についての質問を許可いたします。

○5番（山本哲也）

燃料価格高騰に対する支援金について伺います。

昨今の情勢による原油価格高騰で、様々な業種の事業者が経済的に大きな影響を受けています。特に燃料価格の高騰は、トラック、バス、タクシー、運転代行などの物流・輸送業界だけでなく、利用者の送迎を行っている介護施設や障害者施設、また、農家など多岐にわたる事業者や一般消費者に影響が広がっています。

私も、これまでに様々な業種の方々にお話を伺ってきましたが、国や県、そして町もこれまで支援策を講じてこられたと思いますが、条件に該当されずに厳しい経営が続けられている事業所もあります。

お隣の白浜町や田辺市をはじめ、既に燃料価格高騰に対する支援金を交付している自治体も多くあります。事業者、消費者である町民を守るために、当町としてもできる限りの対策を早期に講ずるべき局面にあると考えます。直接的、間接的に影響を受けている事業者に対し、事業の継続の下支えを目的に、燃料価格高騰に対する支援金の交付が必要だと考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

事業者への支援対策としましては、これまで県が実施しました飲食・宿泊・サービス業等支援事業、それに準じた町独自の支援事業として、前年度対比等の売上げが10%減少している事業者支援、また50%減少している事業者支援、それと亚克力板設置などのコロナ感染症対策を実施した飲食店等への支援金などを、それぞれ実施しております。

また、本年度につきましては、国からのコロナ感染症に対する行動制限が緩和される中、幅広い支援策として町民の皆様へ商品券を2度にわたり配布させていただきました。商品券を配布することにより、住民への生活支援、消費喚起を図り、その二次効果として事業所支援にもつながってきております。

この12月議会におきましても、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

を活用し、子育て支援対策と修学等支援対策や給食費の高騰対策など、幅広い経済的支援を補正予算案として計上しているところであります。

この交付金につきましては、エネルギーや食料品価格等の物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者に対しての支援策であります。今回は、国からの行動制限がないこと、支援する事業者の業種が絞れないこと、そういった理由から生活者支援を実施させていただきたいというふうに考えております。

今後、新たなコロナ対策交付金の交付があった場合、そのときの社会情勢または地域の実情等を考慮しつつ検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○5番（山本哲也）

今、答弁にもありました今後国からの臨時特別給付金等が支給された場合には、燃料価格高騰に対する支援金の交付をぜひご検討くださればと思います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴くださり、ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

これで、5番、山本哲也君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、12月15日午前9時00分となっておりますので、ご参集お願いいたします。ありがとうございました。

延会 午後3時29分